

障害のある子どもの

就学に関する支援の手引

令和7年3月(改訂版)

滋賀県教育委員会

【令和7年3月：主な改訂内容】

- 「就学指導」「就学指導委員会」「就学基準」等の表記を見直すとともに、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後も一貫した支援を行うという観点から加筆・修正しました。

～ 目次 ～

第Ⅰ部 就学に関する支援

第1章 就学義務	1
1 就学義務と教育的ニーズに応じた教育	1
2 就学義務の猶予・免除について	1
第2章 適切な就学に関する支援を行うために	2
1 学校教育法施行令の一部改正	2
2 就学に関する新しい支援の方向性	3
3 一貫した相談支援体制の整備	3
4 就学先決定における市町教育委員会の役割	3
5 市町教育支援委員会※の役割	5
6 県教育委員会および滋賀県特別支援教育支援委員会の役割	6
7 特別支援教育の対象となる児童生徒の学びの場	6
8 各学びの場が対象とする障害の種類および程度等について	9
9 就学相談とは	15
10 早期からの教育相談	15
11 校園内における就学相談	16
12 就学相談における留意事項	17
13 就学後のフォローアップと柔軟な対応	22

第Ⅱ部 就学事務

第1章 就学事務	
1 就学事務とは	23
2 学校教育法施行令第1条～第22条	24
3 就学に関する教育相談の流れ	25
4 就学予定者の就学先決定の流れ	26
第2章 就学予定者の就学手続	27
1 学齢簿の編製	27
2 就学時健康診断	27
3 認定特別支援学校就学者の場合	28
4 認定特別支援学校就学者以外の場合	28
5 住所地の変更等により新たに学齢簿に記載された者	28
第3章 在学者の手続	29
1 在学者の転学	29
2 小・中学校の児童生徒が視覚障害者等となった場合	29
3 特別支援学校の児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合	29
4 視覚障害者等で小・中学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合	30
5 特別支援学校の児童生徒が小・中学校に就学することが適当であると判断する場合	30
6 視覚障害者等で小・中学校に在学する児童生徒が小・中学校に就学させることが適当でなくなった場合	31
第4章 区域外就学をしている者が退学した場合	31
1 視覚障害者等の場合	31

2 視覚障害者等以外の者の場合	31
-----------------	----

第Ⅲ部 事務手続の実際

第1章 県立特別支援学校への入学・転入学・編入学（翌学年の初めからの場合）	32
1 翌学年の初めから県立特別支援学校へ入学する場合または小・中学校の児童生徒 が翌学年の初めから県立特別支援学校へ転入、編入する場合	32
第2章 県内在住児童生徒における県立特別支援学校への転出入（年度途中の場合）	33
1 県内小・中学校の児童生徒が年度途中で県立特別支援学校に転学する場合	33
2 県立特別支援学校の児童生徒が年度途中で県内小・中学校に転学する場合	35
3 年度途中に県立特別支援学校間で転学する場合	36
4 県外の特別支援学校から県立特別支援学校への住民票異動を伴う転学手続	37
第3章 県立特別支援学校の全課程修了等	38
1 児童生徒が県立特別支援学校の小・中学部の全課程を修了した場合	38
2 県立特別支援学校に在籍する児童生徒が死亡した場合	38
第4章 県内児童生徒の特別支援学校にかかる区域外就学	38
1 特別支援学校にかかる区域外就学に関する規定	38
2 県内に住所の存する児童生徒が県外近畿各府県に存する病院等への入院、入所を 伴って特別支援学校に区域外就学する場合	39
3 県内に住所の存する児童生徒が、近畿各府県以外の都道府県内病院等への入院、 入所を伴って特別支援学校に区域外就学する場合	39
4 県内に住所の存する児童生徒が国立大学法人滋賀大学教育学部附属特別支援学校 へ就学する場合	40
第5章 県外に住所の存する児童生徒が本県立特別支援学校へ区域外就学を行う場合	40
第6章 特別支援学校に区域外就学をしている者の中途退学	41
1 引き続き特別支援学校へ就学する場合	41
2 引き続き特別支援学校へ就学する必要がないと思料される場合	42
第7章 市町立小・中学校特別支援学級在籍児童生徒の異動	42
第8章 学齢簿の加除訂正について	43

※市町により名称は異なります

第IV部 通知等様式

事務連絡様式1	児童生徒の異動速報	県立特別支援学校⇒県教委	44
様式1	特別支援学校への就学該当者の通知	市町教委⇒県教委	45
様式2	令和 年度 認定特別支援学校就学予定者個票		48
様式3	特別支援学校への就学の通知	県教委⇒保護者	49
様式4	特別支援学校への就学の通知	県教委⇒市町教委・就学先学校	50
様式5	特別支援学校への就学児童生徒の通知	現就学校⇒市町教委	51
様式6	特別支援学校への就学児童生徒の通知	市町教委⇒県教委	52
様式7	転出児童生徒の通知	県立特別支援学校⇒市町教委	53
様式8	転学を要する児童生徒の通知	市町教委⇒県教委	54
様式9	学校指定の変更の通知	県教委⇒保護者・市町教委・県立特別支援学校	55
様式10	区域外就学依頼書	保護者⇒市町教委	56
様式11	区域外就学依頼書	市町教委⇒府県教委	57
様式12	区域外就学の通知	市町教委⇒都道府県教委	58
様式13	入学承諾書写し送付鑑	保護者⇒市町教委	59
様式14	区域外就学の通知	市町教委⇒県教委	60
様式15	区域外就学の通知	県教委⇒保護者	61
様式16	区域外就学承諾書	県教委⇒保護者	62
様式17	区域外就学承諾書の送付	県教委⇒市町村教委・県立特別支援学校	63
様式18	特別支援学校からの転出の通知	県立特別支援学校⇒市町村教委	64
様式19	特別支援学校からの転出の通知	県立特別支援学校⇒都道府県教委	65
様式20	特別支援学校からの転出の通知	県教委⇒市町教委	66
様式21	全課程修了者の通知	県立特別支援学校⇒市町教委	67
様式22	除籍を要する児童生徒の通知	県立特支学校⇒市町教委・県教委	68

様式23	特別支援学級在籍児童生徒の異動報告 市町教委⇒県教委	69
様式24	小・中学校に就学することが適当な児童生徒の通知 県立特別支援学校⇒県教委	70
様式25	小・中学校に就学することが適当な児童生徒の通知 県教委⇒市町教委	71
様式26	特別支援学校に引き続き就学させることが適当な児童生徒の通知 市町教委⇒県教委	72
様式27	特別支援学校に引き続き就学させることが適当な児童生徒の通知 県教委⇒県立特別支援学校	73
様式 28	学齢簿の加除訂正について（通知） 市町教委⇒県教委	74
事務連絡様式2	学齢簿の加除訂正について（通知） 県教委⇒県立特別支援学校	75

第V部 関係法令通知等資料

関係法令

○日本国憲法（昭和21年憲法） 抄	76
○教育基本法（平成18年法律第120号） 抄	76
○障害者基本法（昭和45年法律第84号） 抄	76
○学校教育法（昭和22年法律第26号） 抄	76
○学校教育法施行令（昭和28年政令第340号） 抄	77
○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） 抄	84
○母子保健法（昭和40年法律第141号） 抄	84
○学校保健安全法（昭和33年法律第56号） 抄	84
○学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号） 抄	84

関係通知等

○病気療養児の教育について（通知） （平成6年12月21日文初特第294号 文部省初等中等局長通知）	86
○学校教育法施行令の一部改正について（通知） （平成14年4月24日14文科初第148号文部科学事務次官通知）	88

○通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）	91
（平成18年3月31日17文科初第1178号文部科学省初等中等教育局長通知）	
○障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）	93
（平成23年8月5日23文科初第626号文部科学省初等中等教育局長通知）	
○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要	95
（平成24年7月23日文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会報告）	
○病気療養児に対する教育の充実について（通知）	102
（平成25年3月4日24初特支第20号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）	
○学校教育法施行令の一部改正について（通知）	104
（平成25年9月1日25文科初第655号文部科学事務次官通知）	
○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	107
（平成25年10月4日25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）	
○特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）	113
（令和4年4月27日4文科初第375号文部科学省初等中等教育局長通知）	
○本県における望ましい就学指導のあり方について（提言）	117
（平成25年2月28日滋賀県就学指導委員会）	

資料および参考文献	129
-----------	-----

第Ⅰ部 就学に関する支援

第1章 就学義務

1 就学義務と教育的ニーズに応じた教育

保護者が子どもを就学させる義務については、日本国憲法第26条第2項、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第1項のほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条および第17条の規定により、保護者（子どもに対して親権を行う者。親権を行う者のないときは未成年後見人。未成年後見人のないときは児童福祉施設の長になる場合もある。）は、その保護する子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校小学部、および中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校前期課程または特別支援学校中学部に就学させる義務を負う、と定めています。

また、学校教育法に基づき、市町村には学齢児童生徒を就学させるために必要な小・中学校（または義務教育学校）の設置が、都道府県には学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下、「施行令」という。）第22条の3で定める程度の障害のある学齢児童生徒を就学させるために必要な特別支援学校の設置が義務づけられています。

障害があるため、小・中学校等の通常の学級で指導を受けることが困難であったり、通常の学級の指導では十分能力が発揮できなかったりする児童生徒に対しては、その可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加の基盤となる生きる力を培うため、特別支援学校または小・中学校等の特別支援学級において、特別な配慮のもとに教育を行うことが必要です。

特別支援学校や特別支援学級では、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために少人数で学級が編制され、教育的ニーズに応じた教育課程編成に基づく柔軟な教育内容や方法等によって障害のある児童生徒の能力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加をめざした教育が実施されています。

したがって保護者は、障害による教育上特別の配慮が必要であると考えられる児童生徒については、障害の種類および程度や教育条件の整備状況等に応じて、小・中学校、義務教育学校および中等教育学校前期課程の通常の学級もしくは特別支援学級、または特別支援学校小・中学部に就学させなければなりません。

2 就学義務の猶予・免除について

就学義務の例外として、学校教育法第18条の規定により、保護者が就学させなければならない学齢児童生徒で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者については、市町村の教育委員会は保護者の願い出により、一定の手続を経て就学を猶予・免除することができることになっています。

「病弱、発育不完全」とは、治療や生命の維持等のために療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難または不可能な場合のことを指します。つまり、特別支援学校における教育ができない程度の障害がある場合をいいます。

こうした障害の状態の判断については、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等、その事由を証明する書類を添えて、保護者が市町村の教育委員会に願い出る必要があります（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下、「施行規則」という。）第34条）。

しかし、全学齢児童生徒の就学をめざして昭和54年4月1日から施行された、いわゆる「養護学校の義務制」の趣旨からも、病弱、発育不完全による就学義務の猶予または免除の措置については就学義務の例外的な措置として扱われるべきものであり、市町教育委員会における十分慎重な検討と判断が必要です。

「その他やむを得ない事由」としては、児童自立支援施設や少年院への入所、外国から帰国した児童生徒の保護者から日本語を習得させるため、一定期間の猶予の申し出があった場合などが挙げられます。なお、経済的事由で就学困難な場合は、市町村が必要な援助を行うこととされていることから「その他やむを得ない事由」には含まれません。

また、当該児童生徒の就学猶予期間が終了したり、猶予や免除が取り消されたりしたときは、校長はその児童生徒を年齢および発達の状態を考慮して相当の学年に編入させることができますが（施行規則第35条）、就学義務が猶予や免除された場合、当該期間の分就学義務の終期が延長されるのではなく、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでで就学義務は終了することに留意が必要です。

第2章 適切な就学に関する支援を行うために

1 学校教育法施行令の一部改正

平成25年9月1日に施行令の一部改正が主に以下の点について行われました。

（1）就学先を決定する仕組み（第5条および第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名および特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

（2）障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3および第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校等間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

（3）視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条および第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小・中学校等以外の小学校、中学校、義務教育学校または中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

（4）保護者および専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校への就学または転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する

者の意見を聴くものとする。

2 就学に関する新しい支援の方向性

学校教育は、障害のある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

そのための環境整備として、子ども一人ひとりの自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要です。

教育的ニーズとは、子ども一人ひとりの障害の状態や特性および心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものです。こうして把握・整理した、子ども一人ひとりの障害の状態等や教育的ニーズ、本人および保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

3 一貫した相談支援体制の整備

障害のある児童生徒が地域社会の一員として様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、福祉、医療、労働等が一体となって、当該児童生徒を生涯にわたって支援していく体制を整備することが重要です。

このため、市町教育委員会は、住民に最も身近な地方公共団体として、関係部局と連携しながら障害のある幼児児童生徒やその保護者に対して、就学前から一貫して相談や支援を行う体制を整備することが望まれます。

4 就学先決定における市町教育委員会の役割

障害のある児童生徒の就学先決定については、平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「地方分権一括法」）において、就学事務が国の機関委任事務（知事や市町村長が、国等の行政組織として行う事務）から市町村の教育委員会が行う自治事務（地方公共団体としての本来の事務）に変更されたため、法令に基づき、市町村の教育委員会の判断と責任で行うことになっています。

一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じた教育を行うためには、児童生徒の障害の状態および地域や学校の状況を最もよく把握でき、義務教育の実施主体であるとともに就学事務の権限と責任を有する市町教育委員会が、障害の種類や程度の判断だけでなく、その地域や学校の状況、児童生徒への支援の内容、本人や保護者の意見等を踏まえて総合的な判断を行う必要があります。

障害のある児童生徒の学びの場に関しては、下記のとおり施行令第18条の2に基づき、市町村の教育支援委員会等において教育学・医学・心理学等の専門家の意見を聴取し、さらにその障害に応じた教育内容等について保護者に対する情報提供と意見聴取を行った上で、市町村の教育委員会が総合的な見地から判断することになっています。

なお、障害のある児童生徒の就学について、市町村の教育委員会が設置している教育支援委員会等に対して諮問を行う場合には、本条に基づく専門家の意見聴取を行ったこととなります。

就学指導委員会の設置、構成、役割等については、昭和53年10月6日付け文部省初等中等教育局長通達（文初特第309号）において規定されていましたが、先述の地方分権一括法の施行に伴って機関委任事務制度が廃止されたことにより、通達のうち、就学指導委員会に関する部分については失効しています。

しかし、県内の市町教育委員会では、障害のある児童生徒の就学すべき学校を判断するに当たって専門的な立場から調査や審議を行うため、条例等に基づいて現在も継続して市町教育支援委員会（市町により名称は異なります）を設置しています。

学校教育法施行令（抄）

第18条の2

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」より

（25文科初第655号：平成25年9月1日）

第2 改正の内容

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

障害のある児童生徒の障害の種類、程度の判断および就学すべき学校の決定にあたっては、上記のように示されているほか、小・中学校等の特別支援学級の対象となる児童生徒についても「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号。以下、「756号通知」という。）において「障害の判断にあたっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。」とされています。

また、通級による指導の対象となる児童生徒の障害の判断についても、「756号通知」において「障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。」とされ、専門的な調査検討が求められています。

このことから市町教育委員会は、適切な就学先決定を行うために設置している市町教育支援委員会等において、専門的立場から調査・審議を行い、保護者への情報提供や保護者の意見表明の機会を設けるとともに、就学前の相談システムや校園内就学相談との十分な連絡、連携に基づいて障害のある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立ち、総合的かつ慎重に就学について判断することが大切です。

総合的な判断に基づく就学先決定を行うためには、就学相談を行う相談者、対象者の在籍する学校園、就学予定校、医療・福祉・保健等関係機関等の情報共有やケース検討会等の実施、学校見学や体験入学の実施など、各地域に応じた取組が望まれます。

また、保護者に対しては、就学相談を経て実際の入学や在籍異動等に至る手順をわかりやすく説明し、情報提供不足による無用な不安を抱かれないようにすることが大切です。

さらに児童生徒の就学後においても、障害の状態の変化等に応じて適切な教育が行われることが大切であり、校内教育支援委員会や市町教育支援委員会等により就学後のフォローアップが適切に行われることが重要です。

5 市町教育支援委員会の役割

(1) 位置付け

市町教育支援委員会は、市町教育委員会の諮問により、就学にかかる当該児童生徒の障害の種類と程度について調査や審議を行い、今後の教育的支援の在り方や望ましい就学先等を明らかにして市町教育委員会にその審議結果を答申します。

先述のとおり市町教育委員会は、この審議結果等を参考にしてさらに就学相談を継続し、保護者の意見聴取を行って共通認識を醸成しつつ、総合的に支援や就学先を決定します。

したがって、市町教育支援委員会は支援や就学先に関する決定機関ではなく、市町教育委員会の諮問に応じて答申を行う機関として位置付けられます。

(2) 役割の充実

市町教育支援委員会においては、障害のある児童生徒について、障害の種類や程度等に関して教育学、医学、心理学等の観点から総合的で的確な判断を行うために必要な専門家により構成することが大切です。

教育上特別な配慮を要する児童生徒の判断が総合的かつ慎重に行われるためには、

- ・医学的な精密検査、心理学的な諸検査等の結果から得られた情報
- ・障害の状態の判断のため、保護者との面接により把握した生育歴
- ・保護者との相談、本人の行動観察、在籍校園からの情報等を通じて得た現在の生活や行動上の特性、教育的ニーズに関する情報

などが不可欠です。

また、こうした判断に関しては、保護者や本人に対して、十分な説明責任を果たすことも重要です。

例えば

- ・就学相談の過程において、就学先に関する保護者の意見表明の機会を提供する
- ・本人の障害の状態や適切な教育内容等にかかる調査、審議の内容を分かりやすく適切な形で保護者や本人に提供する

・保護者や本人が必要に応じて専門家の意見を聴く機会を提供する
など、必要に応じて、市町教育支援委員会の助言を得ながら、市町教育委員会において、できる限り就学相談のプロセスにおいて十分な説明を行うとともに、保護者や本人が適切に関与できるようにすることが大切です。

(3) 障害の種類および程度と学びの場の判断

就学先決定にかかる障害の種類および程度については、p12～14に示すとおりとなりますが、障害の種類および程度を判断することは、審議対象となる児童生徒の望ましい就学先や学びの場を判断することと同義であることに留意が必要です。

さらに、複数の障害を併せ有する児童生徒については、各障害の軽重や、特別の教育課程編成に際して主として配慮を要する障害は何かなど、個々の児童生徒の有する教育上の課題から総合的に判断して、主たる障害および従たる障害を判断する必要があります。

(4) 専門的な知識や経験の発揮のために

市町教育支援委員会は、先述のとおり教育学、医学、心理学等の専門家で構成され、対象となる児童生徒の就学について市町教育委員会からの諮問に応じた答申が求められます。市町教育支援委員会は就学先を決定する機関ではありませんが、答申は専門家の意見として、一人ひとりの対象者の就学先の決定に大きな意味を持ちます。

したがって、各委員が、審議することとなる障害の種類および程度にかかる判断基準や、特別支援教育の対象となる児童生徒の学ぶ場の特色等について十分に把握した上で審議を行うことが大切です。

そのためには、市町教育委員会が市町教育支援委員会委員や就学相談担当者を対象に、本書や『特別支援教育ガイドブック(滋賀県教育委員会)』(H22. 3に各市町および各校園に配付済。県教育委員会ホームページに改訂版を掲載)、『障害のある子供の教育支援の手引(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)』を使って研修会を開催したり、各市町のシステムに応じた手引書を作成・配付したりするなど、専門的な知識や経験を就学指導相談で十分に生かせるように工夫することが望まれます。

なお、市町教育委員会は、市町教育支援委員会委員や就学相談担当者だけでなく、その他の関係機関や対象者の在籍する学校園関係者を対象とした研修会を開催するなど、各市町のシステムに基づく適切な就学相談のために必要な理解啓発を図ることも重要です。

6 県教育委員会および滋賀県特別支援教育支援委員会の役割

県教育委員会では、滋賀県附属機関設置条例に基づき、「滋賀県特別支援教育支援委員会」を設置しており、市町教育委員会において適切な就学のための判定が全く困難な者を対象に、県特別支援教育支援委員会への判定申し込みを受け付けています。申し込みのあった者について審議が必要と認める場合、県特別支援教育支援委員会に諮問することとしています。

また、各市町における適切な就学相談に資するため、毎年、各市町就学相談担当者等を対象に就学相談にかかる研修会を開催しています。

7 特別支援教育の対象となる児童生徒の学びの場

特別支援教育の対象となる児童生徒の学びの場について、簡単に紹介します。

就学相談における相談担当者は、それぞれの特徴や違いについて十分把握し、必要に応じて保護者に情報提供を行わなければなりません。詳細については『特別支援教育ガイドブック（滋賀県教育委員会）』や県教育委員会ホームページ、『障害のある子供の教育支援の手引（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）』を参照してください。

実際の就学相談では、相談担当者からの情報提供だけでなく、必要に応じて学校見学や説明会、体験入学への参加など、様々な機会や方法を通じて情報提供が行われる必要があります。

（１）通常の学級

通常の学級における特別支援教育は、発達障害等、比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、通常の学級の教育課程に基づきながら、障害による一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います。

学校教育法第81条では「その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童および生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする」と規定されています。

「その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒」とは、通常の学級に在籍する特別の支援を要する幼児児童生徒を指しています。

通常の学級における支援形態は、担任（教科担任）が配慮しつつ指導を行う形態が中心となります。教育課程は、小・中学校学習指導要領の当該学年の目標および内容に基づいて編成されます。

（２）通級による指導

小・中学校等における通級による指導とは、主として各教科等の指導を在籍する通常の学級で行いながら、児童生徒の障害に応じた特別の指導を、一部分のみ、特別の指導の場（＝通級指導教室）で行う教育形態です。

特別の指導とは自立活動を中心とした特別な教育課程による指導のことを指し、対象児童生徒は必要に応じて月に1単位時間～週に数単位時間程度を小・中学校の教育課程に加えるか、またはその一部に替えるかして、通級指導教室において指導を受けます。

通級による指導の対象とすることが適当な障害の種類および程度については、「756号通知」および「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成18年3月31日付け17文科初発第1178号。以下、「1178号通知」という。）に示されています。

本県には、言語障害または発達障害通級指導教室がありますが、「1178号通知」では、「当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。」となっていることから、通級対象については各市町教育委員会の規定により、通級指導教室によって異なることに留意してください。

（３）特別支援学級

特別支援学級は、特別支援学校在籍児童生徒に比べて障害の程度が軽く、しかも通常の学級における指導では十分な成果を発揮することが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校等に必要に応じて設けられる特別に編制された学級です。

県内の小・中学校等には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害のある児童生徒を対象とした特別支援学級が設置されています。指導の対象となる

障害の種類および程度については、「756号通知」に示されています。

特別支援学級においては、原則としてそれぞれ小学校および中学校学習指導要領に準じて教育が行われますが、特に必要な場合は特別の教育課程を編成することが認められており、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして自立活動を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年のものに替えたりすることができます。

なお、本県における特別支援学級に在籍する児童生徒の授業については、必要に応じて通常の学級等との交流及び共同学習を行うこととしていますが、特別な教育課程を編成する必要があるという視点から、小・中学校各学年における年間総授業時数のうち2分の1以上を、在籍する特別支援学級で受けることとしています。このことについては、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和4年4月27日付け4文科初第375号）でも改めて通知されたところです。

1 学級の児童生徒の定数は、「滋賀県学級編制基準」では8人としています。

（４）特別支援学校

本県では、障害のある幼児児童生徒の教育を行うために、県立の特別支援学校〔視覚障害1校、聴覚障害1校、知的障害と肢体不自由8校、知的障害4校（高等養護学校）、病弱2校〕を設置しており、国立1校の特別支援学校（知的障害）を合わせると、県内の特別支援学校は17校となっています（令和6年度現在）。

特別支援学校への就学が可能となる障害の種類および程度については、施行令第22条の3に示されています。

1 学級の児童生徒の定数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定により、特別支援学校の小・中学部については6人、高等部については8人（いずれも、施行令第22条の3に定める程度の障害を複数併せ有する児童または生徒で編制する学級の場合は3人）となっています。

特別支援学校の教育課程の基準としては「特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領および高等部学習指導要領」が告示されています。

特別支援学校の教育課程は、原則として幼稚園、小学校、中学校および高等学校に準ずることとなっているほか、個々の児童または生徒が自立を目指し、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度および習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標とする「自立活動」が指導領域として設けられています。

さらに施行規則および特別支援学校の学習指導要領が示す種々の特例等により、児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるように配慮されています。

なお、学校教育法の一部改正により、法的には「特別支援学校」という名称になっていますが、本県では、対象とする障害種別を明らかにした上で、これまでの盲学校、聾話学校、養護学校、高等養護学校といった各校の名称を引き続き使用しています。

各特別支援学校では、特別支援学校のセンター的機能の一環として特別支援教育にかかる教育相談のほか、当該校にかかる就学についての相談も受け付けています。県教育委員会ホームページに各校の対象障害種別、通学区域、連絡先等を記載していますので、教育相談等の申

込みは各校にお問い合わせください。

8 各学びの場が対象とする障害の種別および程度等について

就学先の決定においては、障害のある児童生徒一人ひとりの障害の種類および程度等から教育的ニーズや適切な教育の場を見極め、段階的に順序立てて慎重に学びの場を検討する必要があります。

対象児童生徒が「落ち着けるから」「少人数の中の方が実力を発揮できそうだから」などの理由のみで学びの場を選択することなく、子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加を見据えながら就学相談を進め、就学先の決定を行うことが重要です。

平成14年4月に施行令の一部改正が行われ、施行令第22条の3に該当する障害のある児童生徒であっても、小学校や中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情が認められる者を「認定就学者」として小学校または中学校に就学させることができることになりました。このことは学校の施設整備面や指導における専門性確保の課題などクリアすべき課題はありますが、社会のノーマライゼーションの進展による改正ととらえることができます。

平成23年8月には障害者基本法（昭和45年法律第84号）の一部が改正され、第16条第1項では「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されました。また、同条第2項では「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」とされています。

さらに、平成24年7月には中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が取りまとめられました。これを踏まえ、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、平成25年9月1日に施行されました。これにより、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障害のある子どもの障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人ひとりの教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

就学先の決定は、市町教育委員会が就学相談等の過程を経て総合的な観点から慎重に行うこととなっています。その際、本人と保護者に対して十分な情報提供を行うとともに、本人、保護者の意見を可能な限り尊重しつつ、合意形成を行うことが必要です。この合意形成については、本人の年齢および能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育的ニーズおよび必要な支援について十分な情報提供を行った上で、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられる方策を模索しつつ、合意形成を行うことが重要です。

就学相談の対象となる児童生徒がどこで学習することになっても、「将来の自立と社会参加」は、まず第一に、本人が生活することとなる身近な地域において実現させることが望まれます。こうしたことから、まずは地域の小・中学校等で学習させることから順次、検討を開始することが大切です。

特別支援学校への就学が可能となる障害の種別および程度については、先述した施行令の一部改正（H14. 4）により同令第22条の3の見直しが行われました。見直しの具体的内容は以下のとおりです。

（１） 視覚障害

矯正視力0.1未満の者を一律に盲者とする規定を改め、「両眼の視力がおおむね0.3未満又は視力以外の視機能障害が高度で、拡大鏡等を使用しても文字等を認識することが不可能又は著しく困難な程度」の者を盲者と規定したこと。

（２） 聴覚障害

両耳の聴力レベルが100デシベル以上のものを一律に聾者とするのを改め、「両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等を使用しても通常の話声を理解することが不可能又は著しく困難な程度」の者を聾者と規定したこと。

（３） 知的障害

知的障害者の判断は、現在既に日常生活等の適応性の観点から考慮に入れて行われており、その観点を法令上明確にするため、知的発達遅滞の程度が中度以上等と規定することを改め、「知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度」の者及びその程度に至らないが「社会生活への適応が著しく困難」な者を知的障害者と規定したこと。

（４） 肢体不自由

上肢・下肢など身体各部位ごとに障害を判断する規定を改め、障害の状態を上肢、下肢を含め全身で捉え総合的に判断することとし、「補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度」の者を肢体不自由者と規定したこと。

（５） 病弱

医療等に要する期間の予見が困難になっていることに加えて、入院期間の短期化と入院の頻回化傾向がみられることを踏まえ、「六月以上」医療又は生活規制を必要とする程度の者を病弱者とする規定を改め、「継続して」医療又は生活規制を必要とする程度の者を病弱者と規定したこと。

改正（H14. 4）により、特に「（３）知的障害」に関しては、日常生活等の適応性の観点から考慮した改正となっていますので、特別支援学校で教育をすることが可能となる障害の状態像を下記に記載します。（A－１、A－２の区分はp13の表を参照のこと。）

区 分	障 害 の 状 態 像
A－１	・ 言葉の意味を理解したり、意思を伝達したりすることが特に困難であり、また、日常生活活動（食事、衣服の着脱、排泄、簡単な片づけ、身の回りの道具の活用等）にほぼ常に支援を必要とする。 ・ 単語を使った簡単な会話はできるが、抽象的な言葉の意味を理解するのは困難であり、また、日常生活活動（食事、衣服の着脱、排泄、簡単な片づけ、身の回りの道具の活用等）に頻繁に支援を必要とする。
A－２	・ 通常の日常的な会話がほぼ可能であるが、抽象的な概念を用いての複雑な思考をすることが困難であり、また、他人とかかわっての遊びをする、自分から他人に働きかける、友だち関係をつくる、決まりを守って行動する、身近な危険を察知し回避する、ルールに沿った行動をしたり、他人と適切にかかわりを持ちながら社会生活を送ったりするなどが特に難しい。

特別支援学校において教育することとなる児童生徒は、施行令第22条の3に該当する児童生徒のうち、市町教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者（＝認定特別支援学校就学者）です。

なお、その障害の程度が施行令第22条の3に該当しない児童生徒については、特別支援学級において教育するか通常の学級において特別な支援を行う、または通級による指導を一部行うなど留意して指導することとなります。

特別支援学校で教育をすることが可能な障害の種類と程度は、前述のとおり施行令第22条の3で定められ、小・中学校等における特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類と程度は、「756号通知」および「1178号通知」に示されています。これらを一括してまとめた表を次頁に示します。

就学先の検討では、こうした障害の種類および程度を適切に判断した上で、児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って総合的かつ慎重に判断することが大切です。

県教育委員会では、特別支援学校および特別支援学級で教育を行う対象となる障害の種類および程度についてp13のとおりA－1～G－20の記号で分類し、通級による指導の対象となる障害の種類および程度についてもp14のとおり、1～8にまとめています。

また、『特別支援教育ガイドブック(滋賀県教育委員会)』では「第4部 障害の理解と支援について」において、各障害の特性や教育的対応とともに就学相談に関わる留意事項についても述べていますので必読してください。

**特別支援学校、特別支援学級、通級による指導で教育をすることが可能となる
障害の種類および程度**

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱・身体虚弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
A D H D			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

障害の種類および程度の区分表（特別支援学校および特別支援学級）

* 印が特別支援学級、* 印なしが特別支援学校で教育をすることが可能な障害の程度

A =知的障害	1 = 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2 = 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの * 3 = 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
B =肢体 不自由	4 = 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 5 = 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも * 6 = 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
C =病弱・ 身体虚弱	7 = 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 8 = 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも * 9 = 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも * 10 = 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
D =視覚障害	11 = 両目の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも * 12 = 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも
E =聴覚障害	13 = 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも * 14 = 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも
F =自閉症・ 情緒障害	* 15 = 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも * 16 = 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも
G =言語障害	* 17 = 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者でその程度が著しいもの * 18 = 吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者でその程度が著しいもの * 19 = 話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者でその程度が著しいもの * 20 = その他* 17、* 18、* 19に準じる者でその程度が著しいもの ※ * 17～* 20の障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。

「小・中学校および義務教育学校 特別支援学級・通級指導教室教育課程編成ガイドブック 令和2年3月滋賀県教育委員会」を併せて確認ください。

- ・ 自閉症・情緒障害については、知的障害を併せ有する場合は、知的障害特別支援学級における教育を検討します。（ガイドブック8ページ）
- ・ 情緒障害（F16）については、ガイドブック11ページの記載内容を確認ください。
- ・ 言語障害（G）については、ガイドブック13ページおよび23ページの記載内容を確認ください。

1 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

2 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

3 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

4 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

5 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

6 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

7 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

8 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

9 就学相談とは

教育相談とは、文字どおり教育にかかる幅広い内容について必要な支援や援助を行うもので、対象者も本人、保護者、教師等と幅広いものです。就学前では、保育相談や子育て相談、発達相談等がこれに類似すると考えられます。

就学相談は教育相談のうち、障害のある子どもに適切な教育を保障するために行う、就学のための相談です。どちらも「相談」は、問題解決のニーズとゴールは不明確で、それらは相談をもちかける側に存在し、共感的理解に基づいて相談を行う過程で不明確なニーズとゴールを、相談をもちかけた者自身が明確にすることを援助する活動です。

しかし、特別支援学校や特別支援学級が対象とする障害の種類や程度が法令等で規定されており、就学相談の過程を経ないで保護者の意見や願いのみから児童生徒の就学校や在籍する学級を決めるものではありません。

就学相談を行う過程で問題解決のためのニーズを明確にしていくとともに、就学先となる学校や学びの場の検討に当たっては、子ども一人ひとりの教育的ニーズが最も重要であることについて、保護者の理解が深まるよう、丁寧な説明を心がけ、子どもの健康、学習、発達、成長という観点を最優先にしながら話し合いを進めていくことが大切です。

市町教育委員会は、本人および保護者から就学に関する意見聴取や意向確認を行うための就学相談に当たっては、就学を希望する学校や学びの場における基礎的環境整備の状況、提供可能な教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等についても明確にしながら、建設的対話に努めることが重要です。その際、「特別的教育課程」の編成に関することや、それぞれの学校や学びの場を通した子どもの育ちの見通しなどの事例について確認することも必要です。また、子どもがその年齢および能力に応じ、かつその障害の状態等を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、地域の教育資源をどのように活用できるのかという情報を提供することも必要です。

障害者基本法第16条第2項により、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨が規定されている点に留意しなければなりません。ただし、「前項の目的を達成するため」とあるように、障害者基本法第16条第1項の「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため」という目的を達成するために就学先となる学校や学びの場を選択するという共通認識を本人および保護者とともに醸成していくことが重要です。

さらに、障害のある子どもの教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきですが、その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか、これが最も本質的な視点であり、このことを踏まえた就学先となる学校や学びの場の選択となっているかどうかの確認も必要です。

10 早期からの教育相談

就学相談の最大の目的は、保護者と相談を行う過程で子どもの障害にかかる実態から教育的ニーズを明らかにし、さらにそうした教育的ニーズに応じた学びの場としてどのような就学先が最も適しているのかを、保護者とともに明らかにしていくことにあります。

しかし、就学を間近に控えた子の保護者は、我が子と、同年齢の子どもとの違いを感じ、就学のみならず様々なことに心配や不安を抱えられています。

我が子の人生の移行期を初めて迎える保護者が就学について悩まれるのは自然なことです、そのことを第三者に相談することはさらに不安で大きな勇気を必要とします。

こうした保護者が、十分納得して子どもにとって最も適切な就学先を選択されるには、多くの時間と適切な支援が必要となることから、就学相談に移行する前に教育相談が早期から開始されていることが大切です。

早期からの教育相談は、保護者の悩みや心配を相談担当者と共有し、相談を通して適切な支援を行うことができる関係機関とつなぐことで、支援を点から線へ、線から面へ広げ、本人や保護者のみならず家族を支えるという観点からも大きな意義があります。

教育相談では、保護者の日頃の悩みや心情、子どもの現在までの治療・療育歴、育児等の経過、現在の家庭や学校園での様子等について話を傾聴し、共感的理解に努めることからスタートすることが大切です。そして温かい人間関係の中で、家庭における子どもへの接し方や育て方等について専門的で適切な助言を行い、保護者との信頼関係を築いていきます。

このように、就学相談を進めるにあたっては早期の教育相談とその担当者の果たす役割は大変重要であり、担当者は専門的な知識と経験、相談担当者としての態度やマナーを豊かに身に付けていることが大切です。

なお、各市町では母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による乳幼児健康診査（いわゆる乳幼児健診）が実施され、保護者はすでに健診と連動した発達相談を受けている場合があります。

発達相談担当者には守秘義務があり、保護者の承諾なしに相談内容を他機関等に引き継ぐことはできませんが、必要に応じて保護者の了解を得て、個別の支援計画（または個別の教育支援計画）や相談支援ファイルに基づく移行支援計画等を作成・活用して発達相談担当から就学相談担当に引継ぎを行うなど、関係諸機関が連携して乳幼児期から相談活動を積み上げていく取組が望まれます。

11 校園内における就学相談

校園内に校内教育支援委員会を組織している学校園も多くあります。特別支援教育の体制整備を進める中で、この組織は特別支援教育の校園内委員会の機能に包括されている場合があります。

組織としての在り方は変わっても、就学前から卒業後までの一貫した支援を行うために、校園内での検討を進めていく場をもつことはこれからも必要なことです。

校園内で就学相談を進めるにあたっては、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室など、特別支援教育の場の特色や、それぞれの対象となる障害の種類および程度、さらに各市町における就学相談システムを熟知した上で進める必要があります。

また、安易に対象となる幼児児童生徒の就学相談を進めてはならないことは言うまでもありません。

特別支援教育は在籍する学級を問わず、教育上特別の支援を必要とする子どもに対して、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うことが法令上で規定されています。

したがって教育的支援は、就学相談の必要性の有無を問わず、特別な支援を要する子どもに対して、現在籍の学校園や学級で行われていなければなりません。

校園内外の人材活用や関係機関との連携、保護者との連携協力を得ながら、どのような支援がどの程度必要なのかを明らかにし、まずは現在、在籍する学校園や学級において、個別の指導計画に基づく支援をできる限り行う必要があります。

こうした積み上げの上に、「学び方に応じた教育的支援を十分に継続して行うためには、現在の教育環境は適切か。今後どのような支援が必要か。」の検討があります。

さらに、本人の将来への見通しを展望した個別的教育支援計画と照らしあわせ、学び方に応じた学級や学校について検討を行う必要があると組織的に判断した場合に、具体的な就学相談につなげていく必要が生じるのです。

市町によって就学相談システムは異なりますが、対象者の現在の障害状況や生活の様子を最もよく把握でき、継続的に保護者と教育相談や就学相談を行ってきた在籍校園の果たす役割としては、校園内での事前相談を経て市町就学相談会へ申し込むこと、市町教育支援委員会答申後の事後相談、就学予定校への見学や体験入学の申込み、就学先の最終意思確認、教育的配慮事項にかかる就学校への引継ぎなどが例として考えられます。

12 就学相談における留意事項

就学相談に来談する保護者の多くは、我が子の学校生活に不安を感じ、就学先の決定に対して迷われています。

就学相談を行うにあたっては、保護者の気持ちを共感的にくみ取り、安心して相談を行えるよう、また、適切な就学相談が行えるよう、様々な工夫や配慮が望まれます。

(1) 就学相談に必要な支援

就学相談においては、下記に示す4つの支援が総合的に行われることが大切であり、就学相談のプロセスの中で、いずれかが欠けることのないように留意が必要です。

- 情緒的支援：保護者の心情を共感的に理解する、相談のベースとなる支援
- 情動的支援：就学にかかる必要な情報を適時に提供する支援
- 評価的支援：障害の種類および程度を総合的に評価し、保護者と共有する支援
- 方策的支援：望ましい学びの場や指導における配慮事項等について助言し、ともに考える支援

(2) 相談の目的を明確にすること

就学相談で行う上記4つの支援のうち、主として行うべき支援は次の要素等によっても変化します。

○相談を行う時期

就学相談の開始当初か終結時期か、教育支援委員会答申の前か後か…

○相談を行う場所

対象者の在籍校園か、就学予定校か、相談機関か…

○相談者の立場

担任や担当者か、特別支援教育コーディネーターか、就学相談員か…

また、市町教育委員会主催の「就学相談会」として相談を行う場合など、会の趣旨そのものが主として行うべき支援内容を規定する場合もあります。

相談担当者は、就学相談ごとにそれぞれの主要な目的を意識して相談にあたることが大切です。

就学相談のシステムは市町によって異なる上、相談の目的は上記のとおり様々な要素によっても変化します。したがって市町教育委員会は、就学相談担当者が段階に応じた相談目的を明確に理解した上で相談することができるよう、研修等を通じて十分な周知を行うことが必要です。

(3) 望ましい学びの場を話題にすること

就学相談では、最終的には対象者の「望ましい学びの場」を話題にして保護者と共通認識を醸成していく必要があります。

しかし、一人ひとりに応じた望ましい学びの場は、在籍校園における実態把握や市町教育支援委員会等の専門家の意見聴取など、就学相談における様々なプロセスを経て明確にしていくべきものであることを忘れてはなりません。

したがって、市町教育支援委員会の判断や答申も明確でない相談の初期段階で、相談担当者が個人的判断に基づいて障害の種類および程度を判断し、保護者に対して特定の学校や学級を勧めるような助言を行うことは厳に慎まなければなりません。

障害にかかる実態把握や必要な配慮事項、学び方の特性等を就学相談で明らかにしていく過程が保護者の障害理解や障害受容を高める機会となり、結果として望ましい就学先を保護者が理解される支援につながります。

そうした段階的な配慮を欠いて早急に望ましいと思われる学びの場を伝えることは、時には保護者の心情を傷つけたり、後の市町教育支援委員会答申と異なったために混乱を生じたりすることがあります。

(4) 障害の種類および程度と学びの場、教育課程編成の関わり

市町教育支援委員会等の答申として、障害の種類および程度を p 12～14 に示す各学びの場で教育することが可能となる障害の種類および程度に基づいて判断することは、結果として審議対象となる児童生徒の望ましい就学先や学びの場を判断することと同義となります。

さらに、複数の障害を併せ有する児童生徒については、各障害の軽重や、特別の教育課程編成に際して主として配慮を要する障害は何かなど、個々の児童生徒の有する教育上の課題から総合的に判断して、主たる障害および従たる障害を判断する必要があります。

こうした判断が、市町教育委員会の総合的判断を経て対象児童生徒が就学後に学ぶこととなる特別の教育課程編成に反映されていきます。

したがって、就学相談担当者は『特別支援教育ガイドブック（滋賀県教育委員会）』や『小・

中学校および義務教育学校 特別支援学級・通級指導教室 教育課程編成ガイドブック（滋賀県教育委員会）』（R2.3）、『特別支援学校小・中学部学習指導要領』等を参考に、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導における特別の教育課程編成について熟知しておくことが大切です。

なお、p12～14に示す各学びの場で教育することが可能となる障害の種類および程度は、障害の種類だけではなく、「程度」も表していることに留意が必要です。例えば、「F-15」判定は、自閉症またはそれに類するもののために「自閉症・情緒障害学級が望ましい」という判定です。

校内教育支援委員会や市町教育支援委員会において、「自閉症またはそれに類するもの＝F-15」という理解になっていないでしょうか。障害のある児童生徒であっても、教育活動の全般にわたる特別の教育課程編成が必要でない児童生徒は「判定なし」、または「障害特性はあるものの、通常の学級で留意して指導」となります。

なお、特別支援学級で指導する程度の障害に至らない場合は、通常の学級における支援の継続、特別支援学級の弾力的運用などを検討します。

一部、特別な教育課程編成が必要と教育支援委員会で判断された場合は、障害種別により通級による指導を検討することになります。

（５）就学先の判断がつかない場合

平成23年8月の障害者基本法の一部改正により、第16条第1項「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」と規定されました。

対象者の望ましい就学先について判断がつかない場合、この規定に沿って、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に、より多くの教育を受けられる学びの場への就学とし、対象者の適応の様子や教育的支援の在り方を検討しつつ必要に応じて就学先の再検討を行うことが大切です。

（６）医学的診断、福祉的判断の取扱い

就学先の判断にあたっては、児童生徒の障害の状態に応じた総合的な判断が必要です。

医学的な診断は障害の状態を医学的観点から把握するために重要ですが、単に医学的診断のみによって教育的対応や就学先を断定することのないように留意が必要です。

また、就学先の検討とともに福祉的施設入所が検討されている場合は、当該児童生徒の住所異動や特別支援学校、特別支援学級在籍とも関連することがあるので、福祉的施設を所管する関係機関や当該施設のある市町教育委員会との連絡、連携を密にすることが大切です。

（７）本人への意向確認

就学相談において忘れてはならないのが本人の意向聴取です。

一般的に、対象者の生活年齢や発達年齢が幼いほど、保護者の意向は就学先の決定に大きく

影響しますが、一方で生活年齢や発達年齢が高いほど、本人の意向確認も重要になってきます。

特に就学後に行う就学に関する相談では、学びの場を変更したが本人が同意していなかったために学校に行きにくくなった、ということのないように、学校や学級の見学・体験学習、保護者や先生と本人とが話し合うなど、個に応じた就学相談を保護者のみならず本人にも行う必要があります。

(8) 学級の名称

就学相談事例の中には、特別支援学級の種別名称がまず話題にされたため、保護者が「〇〇障害特別支援学級」等の名称に受け入れ難さを感じられることがあります。

特別支援学級は法令上、障害種別に応じた学級設置となっていますが、障害種別の名称は、実際の学校生活で学級名称として使われているわけではありません。

就学相談の順序としては、まず対象者の現在の障害状況および特性を明らかにし、次に、それらの特性や学び方に応じた指導方法、指導内容を説明し、その必要性について保護者の納得を得ることが大切です。そうした合意のもとに、その子に応じた「特別の教育課程編成」に最も適した学級はどこか、について説明することが大切です。

まず障害種別の判断を就学相談で行うのではなく、教育的ニーズを明確にした上で、対象者のために望ましい支援が行える場はどこかを順序立てて共に考えていく就学相談が大切です。

(9) 就学相談の趣旨説明

先述のとおり、就学にかかる相談は単なる教育相談とは異なります。就学相談は、市町によってプロセスは違っても結果として障害の種類および程度にかかる判断に基づき、望ましい就学先を話題に保護者と相談しなければなりません。

就学相談事例の中には、保護者が参加した就学相談会の場で初めて会の趣旨を知られたため、その後、就学相談会への参加を勧めた学校園と保護者間で混乱が生じた、ということがあります。このように、安易に校園内で就学相談を進めてはならないことは先述のとおりです。

就学相談の対象となる幼児児童生徒については、市町教育委員会において行われる就学相談会への申し込み前に、各校園内の教育支援委員会等での審議・検討を経て、保護者に現在の学校園での様子や支援内容、就学相談会の趣旨を十分に説明し、就学相談会への参加の意志確認を行った上で申込みがなされなければなりません。

(10) 特別の教育課程

特別支援学校や特別支援学級において「特別の教育課程編成」を行うということについて、就学相談の過程で保護者が十分理解されるように配慮することが必要です。

特に小学校就学に際しては、保護者が特別支援学級入級について保育所や幼稚園での指導形態と混同し、通常の学級で加配教員が支援するように理解されている事があります。

その他にも、教科等の名称や内容、時間割、教科用図書、交流及び共同学習の時間や教科など、特別の教育課程編成に関わる詳細について説明したつもりでも、結果として十分に理解さ

れていなかったために就学後に混乱が生じた、ということもあります。

ことばによる説明だけでなく、下記のとおり学校見学や体験入学を行うなど、在籍校園と就学予定校が連携し、特別の教育課程編成について、より具体的な理解ができるよう、工夫することが大切です。

ただし、特別支援学校や特別支援学級は先述のとおり、その対象となる障害の種類および程度が法令等で定められており、学校見学や体験入学を経たからといって就学先を保護者の任意選択に任せるものではありません。

就学相談から就学先決定における過程において意味のある見学・体験となるよう、学校見学や体験入学にかかる趣旨説明を行い、実施時期についても十分検討の上で適切な時期に実施することが大切です。

明らかに施行令第22条の3に該当しない対象者の保護者に特別支援学校の見学や体験をお勧めすることなどは後の就学相談に無用の混乱を招くことになるので、十分留意してください。

①学校見学

保護者が就学に際して学校見学を行う場合は、単なる学校施設の見学に終始しないようにする配慮が必要です。

学校を案内する場合には、保護者の学校教育に対する期待を十分理解し、見学場面における学習内容のねらいや次にどのような学習内容に発展していくのか等について、具体的に解説することが大切です。

また、対象者が就学した場合にはどのような指導を受けることができるのかについても、就学相談の進捗状況に留意しつつ、その段階で伝えられる範囲において、具体的に知らせることが大切です。

②体験入学

体験入学は、就学前に対象者が学校の日課にしたがって実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施するものです。

子どもが実際に授業に参加している姿を保護者が見学することにより、子どもの能力や適性、教師の子どもへの姿勢、教育内容・方法について、より具体的で客観的に知ることができる機会となります。

学校が体験入学を実施する際には、その具体的な計画について、学校全体の共通理解を図り、組織的に行うことが大切です。

特に、体験入学に参加する本人にとっては慣れない場での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で楽しく活動できるような配慮を行うことが重要です。

また、在籍する校園とは異なる場で教育活動を行うことから、在籍校園との事前・事後の連絡、連携を行うとともに、体験入学中は十分安全に留意し、登下校は保護者の責任のもとに実施することが大切です。

13 就学後のフォローアップと柔軟な対応

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子どもの発達
程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校または特別支援学校から
小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始
や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなど
を、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。

その際、例えば、小・中学校等に進学した場合でも、特別支援学級という学びの場が良い
のか、通級による指導を行う方が良いのか、通常の学級における指導を基本とするのが良い
のかについても、子どもの教育的ニーズを踏まえて、常に変化しうることを、全ての関係者
が認識する必要があります。

子ども一人ひとりの障害の状態等の変化に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみ
ならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。そのためには、学校内の特別支援
教育に関する体制を整備しながら、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会
議などを定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容について
の評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うととも
に、丁寧に検討をした上で、学校や学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが適当
です。

なお、法令に基づく就学先の具体的な検討が始まる前の段階でも、就学先決定までの手続
きの流れや就学先決定後も柔軟に学校間の転学や学びの場の変更等ができることなどを本人
および保護者にあらかじめ説明を行うことが必要です。

ただし、学校や学びの場の変更を行い、教育環境を大きく変えることは、子どもにとって
様々な負担を生じます。柔軟な学びの場の変更は、年度途中には行わないことが原則といえ
ます。

第Ⅱ部 就学事務

第1章 就学事務

1 就学事務とは

就学事務とは、学齢児童生徒の義務教育諸学校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小・中学部）への就学に関して、教育委員会が処理すべき一定の事務のことを指します。

ここでいう「事務」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条（教育委員会の職務権限）第1項第4号「学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。」に該当します。

先述のとおり、保護者には、その保護する児童生徒を義務教育諸学校に就学させる義務があります。

また、この就学義務を確実に履行させるため、地方公共団体には学校の設置義務があり、さらに法令に定められた一定の就学に関する事務手続を行うこととされています。

これが就学事務であり、具体的な事務については、施行令第1条から第22条に明記されています。

次頁に各条文の概要を示すとともに、就学に関する教育相談の流れと関係法令についてのフロー図をp25に、その中でも特に就学予定者の就学先決定への流れにかかるフロー図をp26に示します。

2 学校教育法施行令第1条～第22条（条文の概要）

第1章 就学義務

第1節 学齡簿

第1条（学齡簿の編製）

第2条（学齡簿の作成期日）

第3条（学齡簿の加除訂正）

第4条（児童生徒等の住所変更に関する届出の通知）

第2節 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校

第5条（入学期日等の通知、学校の指定）

第6条（学校指定の変更）

第6条の2（視覚障害者等でなくなった者の教育委員会への通知）

第6条の3（認定特別支援学校就学者として適当でなくなったものの教育委員会への通知）

第6条の4（視覚障害者等でなくなった者の教育委員会への通知）

第7条（就学児童生徒の学校長への通知）

第8条（就学学校の変更の学校長等への通知）

第9条（区域外就学等）

第10条（中退児童生徒の教育委員会への通知）

第3節 特別支援学校

第11条（特別支援学校への就学についての通知）

第11条の2

第11条の3

第12条（視覚障害者等となった者の教育委員会への通知）

第12条の2（認定特別支援学校就学者となった者の教育委員会への通知）

第13条（学齡簿の加除訂正の通知）

第13条の2（区域外就学等の届出の通知）

第14条（特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定）

第15条（視覚障害者等の就学・教育委員会への通知）

第16条（視覚障害者等の就学の変更の通知）

第17条（区域外就学等）

第18条（視覚障害者等の中途退学者の処置）

第3節の2 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第18条の2（保護者等の意見聴取）

第4節 督促等

第19条（校長の義務）

第20条（長期欠席者等の教育委員会への通知）

第21条（教育委員会の行う出席の督促等）

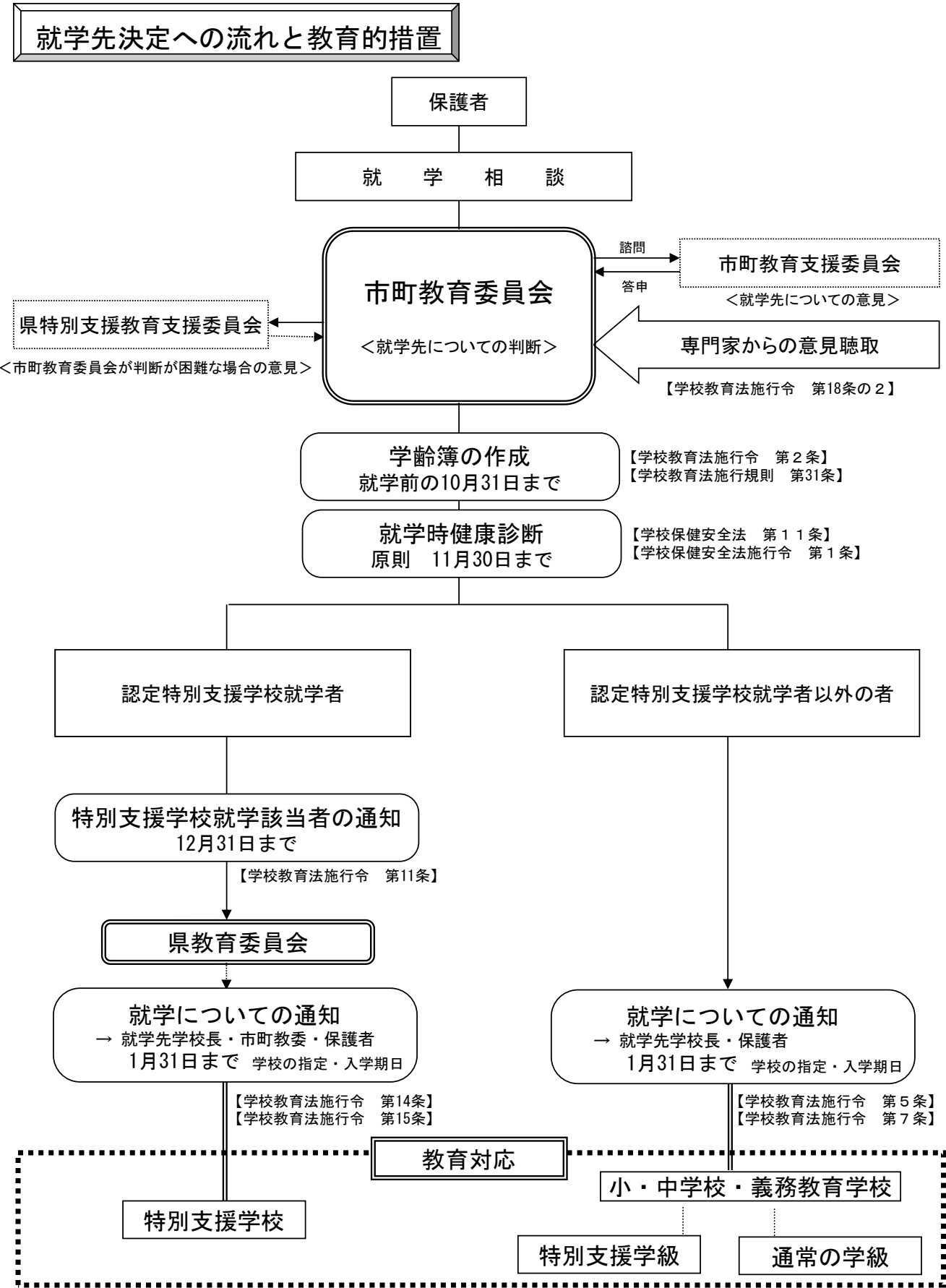
第5節 就学義務の終了

第22条（全課程修了者の通知）

3 就学に関する教育相談の流れ

随 時	療育相談 病院、療育相談センター等 育児相談 保育所、育児相談室等 教育相談 特別支援学校、教育相談センター等	
満1歳半 ～ 満2歳 満3歳 ～ 満4歳	1歳6ヶ月児検診 〔母子保健法 第12条〕 3歳児検診 〔母子保健法 第12条〕	
満3歳～	特別支援学校の幼稚園入学 〔学校教育法 第26条、第72条、第82条〕	
小・中学校 就学前の10 月31日まで に 11月30日 までに	字齢簿の作成 〔学校教育法施行令 第2条〕〔学校教育法施行規則 第31条〕 就学時健康診断 〔学校保健法 第4条〕〔学校保健法施行令 第1条〕 就学指導 〔学校保健法 第5条〕 保護者及び専門家の意見聴取 〔学校教育法施行令 第18条の2〕 小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部に就学させるべき者について第5条又は第11条の規定により通知をしようとする場合に意見を聴取	
校 種	特別支援学校 (認定特別支援学校就学者)	小・中学校等 (認定特別支援学校就学者以外の者)
12月31日 までに	特別支援学校への就学の通知 〔学校教育法施行令第11条〕 (市町村教委→保護者、都道府県教委)	
すみやかに		
1月31日 までに	入学期日等の通知 〔学校教育法 施行令第14条、第15条〕 (都道府県教委→保護者、校長、市町村教委)	入学期日等の通知 〔学校教育法施行令 第5条、第7条〕 (市町村教委→保護者、校長)
すみやかに		
随 時	字齢簿の加除訂正 〔学校教育法施行令 第3条〕	字齢簿の加除訂正 〔学校教育法施行令 第3条〕
随 時	学校指定の変更 〔学校教育法施行令 第16条〕 (保護者→都道府県教委) (都道府県教委→保護者、校長、市町村教委)	学校指定の変更 〔学校教育法施行令 第8条〕 (保護者→市町村教委) (市町村教委→保護者、校長)
就 学		
視覚障害者 等になった時		障害該当通知 〔学校教育法施行令 第12条〕 (校長→市町村教委) (市町村教委→都道府県教委) ※特別支援学校への就学の通知
視覚障害者 等でなくな った時	障害消失通知 〔学校教育法施行令 第6条の2〕 (校長→都道府県教委) (都道府県教委→市町村教委) ※入学期日等通知へ	障害消失通知 〔学校教育法施行令 第6条の4〕 (校長→市町村教委)
小・中学校 に就学する ことが適当 であると思 料された時	(校長→都道府県教委→市町村教委) 〔学校教育法施行令 第6条の3〕 ※入学期日等の通知へ	
小・中学校 に就学させ ることが適 当でなくな ったと思料 された時		(校長→市町村教委) 〔学校教育法施行令 第12条の2〕 ※特別支援学校への就学の通知へ

4 就学予定者の就学先決定への流れ



第2章 就学予定者の就学手続

1 学齢簿の編製

市町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童生徒、および翌年度の初めまでに満6歳に達する者について、住民基本台帳に基づき、学齢簿を編製しなければなりません。後者については、毎年10月1日現在における各市町村の住民基本台帳に基づいて、10月31日までに編製することになっています。

（施行令第1条、第2条）

学齢児童生徒の転入や、10月2日以降に就学予定者が転入してきた場合は、速やかに学齢簿を編製し、当該児童生徒にかかる必要な就学手続を行わなければなりません。また、新たに学齢簿に記載すべき事項が生じたとき、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたとき、または学齢簿の記載に錯誤もしくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければなりません。（施行令第3条、第4条）

学齢簿は、義務教育を完全に実施するために、児童生徒の就学義務、就学期間中の状況、就学義務の終了を明確にするための基本となる帳簿です。

したがって、編製、加除修正、保管には正確を期さなければなりません。

学齢簿の編製とは、単に児童生徒が入学するときだけでなく、就学義務が終了するまで、これを整備し保管することを意味しています。

なお、就学機会の保障の観点から、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町に住所を有する場合は、特別の配慮のもとに学齢簿の編製をすることに留意が必要です。

2 就学時健康診断

就学時健康診断は、市町村の教育委員会が、当該市町村の区域内に住所を有し、翌学年の初めから小学校、義務教育学校または特別支援学校小学部に就学予定の子どもたちを対象に実施するものです。

実施時期は、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第1条第1項の規定により11月30日まで（就学に関する手続の実施に支障がない場合は12月末まで）となっています。

この健康診断により、就学予定者の健康状態を把握するとともに、診断結果に基づいた治療勧告、保健上の必要な助言、就学義務の猶予もしくは免除の必要性の判断、特別支援学校への就学に関する指導など、必要に応じて適切な事後措置を行う必要があります。（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条、第12条）

しかし、就学時健康診断の内容は、医学的な情報が中心であり、教育学的、心理学的な情報は限定されがちです。また、医学的情報についてもスクリーニングを主な目的とするため、適切な就学先決定を行うために十分なものとは言えません。

教育上、特別な配慮を要する児童生徒の判断が総合的かつ慎重に行われるためには、

①医学的な精密検査、心理学的な諸検査等の結果得られた情報

②障害の状態の判断のために保護者との面接により把握した生育歴

③保護者との教育相談や行動観察等から得た、現在の生活、行動等の特性、教育的ニーズに伴う特別な教育的対応に関する情報

などが不可欠となります。

したがって、就学相談対象者のうち、特に医学的観点から詳細に障害の状況を把握し、就学先や教育的対応を検討する必要のある対象者については、就学相談の一環として、別途、早期に健康診断を行うなど、各市町教育委員会における工夫が望まれます。

3 認定特別支援学校就学者の場合

①就学予定者が認定特別支援学校就学者である場合は、市町教育委員会は、県教育委員会にその氏名および特別支援学校に就学させるべき旨を翌学年の初めから3月前(12月31日)までに通知します。(施行令第11条第1項)

②市町教育委員会は、県教育委員会に対象者の学齢簿の謄本を送付します。
(施行令第11条第2項)

③県教育委員会は、その保護者に特別支援学校の入学期日等を翌学年の初めから2月前(1月31日)までに通知します。(施行令第14条第1項)

④特別支援学校が複数ある場合は、県教育委員会は就学すべき特別支援学校を指定します。
(施行令第14条第2項)

4 認定特別支援学校就学者以外の場合

①就学予定者が認定特別支援学校就学者以外の者の場合は、市町教育委員会は、保護者に小・中学校の入学期日を翌学年の初めから2月前(1月31日)までに通知します。
(施行令第5条第1項)

②市町の設置する小・中学校が複数ある場合は、市町教育委員会は就学すべき小・中学校を指定します。(施行令第5条第2項)

5 住所地の変更等により新たに学齢簿に記載された者

就学予定者で10月2日以降に当該市町に住所を移転してきた者、または既に就学している児童生徒で在学している学校の全課程を修了する前に新たに当該市町に住所を移転してきた者として、新たに学齢簿に記載された場合の就学手続は、前記の就学予定者の就学手続と同様です。

ただし、それぞれの通知は速やかに行うこととなっています。
(施行令第6条第1号および第11条の3)

第3章 在学者の手続

1 在学者の転学

在学中の児童生徒については、定期的に学校内で健康診断を行い、また、学校内に教育支援委員会等を設けて継続して児童生徒の障害状態を把握している校長が、その児童生徒の教育的ニーズの変化をより早く発見することが可能と考えられるため、在籍校の校長が転学手続を開始することになっています。

障害にかかる転学が必要となる場合は、以下に規定されるとおりですが、校長が自校に在学する児童生徒の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により転学が必要と認めた場合に、当該児童生徒が在学する学校の種別に応じて市町または県の教育委員会に通知します。

特別支援学校の在学者について県教育委員会が通知を受けたときは、同委員会は市町教育委員会に通知し、最終的には市町教育委員会が認定特別支援学校就学者か否かについての判断を行い、以下に記述するとおり、保護者に対し入学期日等の通知を行うなどにより、その児童生徒の転学手続が完了することとなります。

2 小・中学校の児童生徒が視覚障害者等となった場合

①小・中学校に在学する児童生徒が視覚障害者等になった場合は、当該小・中学校の校長が、速やかに市町教育委員会にその旨を通知します。（施行令第12条第1項）

《a 市町教育委員会が認定特別支援学校就学者であると判断する場合》

a②市町教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者であると判断した場合は、県教育委員会に特別支援学校に就学させるべき旨を通知します。
（施行令第12条第2項で準用する第11条第1項）

a③県教育委員会は、保護者に特別支援学校の入学期日を通知します。
（施行令第14条第1項）

a④県教育委員会は就学すべき特別支援学校を指定します。（施行令第14条第2項）

《b 市町教育委員会が現に在学する小・中学校において就学させることが適当であると認めた場合》

b②市町教育委員会は、当該児童生徒を現に在学する小・中学校において、引き続き同校に就学させることが適当であると認めたときは、当該小・中学校の校長にその旨を通知します（施行令第12条第3項）。なお、この場合においては、保護者に対する入学期日の通知は必要ありません。

3 特別支援学校の児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合

①特別支援学校に在学する児童生徒で視覚障害者等でなくなった者がある場合は、当該校長は、県教育委員会にその旨を通知します。（施行令第6条の2第1項）

②県教育委員会は、市町教育委員会にその旨を通知します。（施行令第6条の2第2項）

③市町教育委員会は、保護者に小・中学校の入学期日を通知します。
（施行令第6条で準用する第5条第1項）

④市町の設置する小・中学校が複数ある場合は、市町教育委員会は就学すべき小・中学校を指定します。（施行令第5条第2項）

4 視覚障害者等で小・中学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合

①視覚障害者等で小・中学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなった場合は、当該小・中学校の校長は、市町教育委員会にその旨を通知します。
（施行令第6条第4項）

なお、就学先の変更はないため、市町教育委員会から保護者への入学期日等の通知は必要ありません。学齢簿の変更が必要な場合には、記載事項の加除訂正を行います。

5 特別支援学校の児童生徒が小・中学校に就学することが適当であると判断する場合

①特別支援学校に在学する児童生徒で、在学する校長が、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化を考慮し、小・中学校に就学することが適当であると思料するものがある場合（視覚障害者等でなくなった者を除く。）には、当該校長は県教育委員会にその旨を通知します。（施行令第6条の3第1項）

②県教育委員会は、市町教育委員会にその旨を通知します。（施行令第6条の3第2項）

《a 市町教育委員会が認定特別支援学校就学者でないと判断した場合》

a③市町教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者でないと判断した場合は、保護者に小・中学校の入学期日を通知します。
（施行令第6条において準用する第5条第1項）

a④市町の設置する小・中学校が複数ある場合は、市町教育委員会は就学すべき小・中学校を指定します。（施行令第5条第2項）

《b 市町教育委員会が認定特別支援学校就学者であると判断した場合》

b③市町教育委員会は、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると判断した場合には、県教育委員会にその旨を通知します。（施行令第6条の3第3項）

b④県教育委員会は、当該特別支援学校長にその旨を通知します。
（施行令第6条の3第4項）

なお、この場合、当該児童生徒は引き続き現在在学する特別支援学校に就学することとなります。

6 視覚障害者等で小・中学校に在学する児童生徒が小・中学校に就学させることが適当でなくなった場合

- ① 視覚障害者等で小・中学校に在学する児童生徒について、在学する校長が、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化を考慮し、小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料するものがある場合は、当該校長は、市町教育委員会にその旨を通知します。
(施行令第12条の2第1項)

《a 市町教育委員会が認定特別支援学校就学者と判断した場合》

- a②市町教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者と判断した場合は、県教育委員会に特別支援学校に就学することが適当であると認める旨を通知します。
(施行令第12条の2第2項で準用する第11条第1項)

- a③県教育委員会は、保護者に特別支援学校の入学期日を通知し、就学すべき特別支援学校を指定します。(施行令第14条)

《b 市町教育委員会が現に在学する小・中学校において引き続き就学させる場合》

- b②市町教育委員会は、当該児童生徒を現に在学する小・中学校に引き続き就学させる場合は、当該校長にその旨を通知します。(施行令第12条の2第3項)

第4章 区域外就学をしている者が退学した場合

1 視覚障害者等の場合

- ①視覚障害者等で区域外就学をしている児童生徒が特別支援学校の小学部または中学部の全課程を修了する前に退学した場合は、当該特別支援学校の校長は、その旨を児童生徒の住所の存する市町教育委員会に通知します。(施行令第18条)

- ②以後の手続は、就学予定者の手続と同様で、速やかに行うこととなっています。

2 視覚障害者等以外の者の場合

- ①視覚障害者等以外の者で区域外就学をしている児童生徒が小学校、中学校もしくは、義務教育学校または中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学した場合は、当該在籍校の校長は、その旨を児童生徒の住所の存する市町教育委員会に通知します。(施行令第10条)

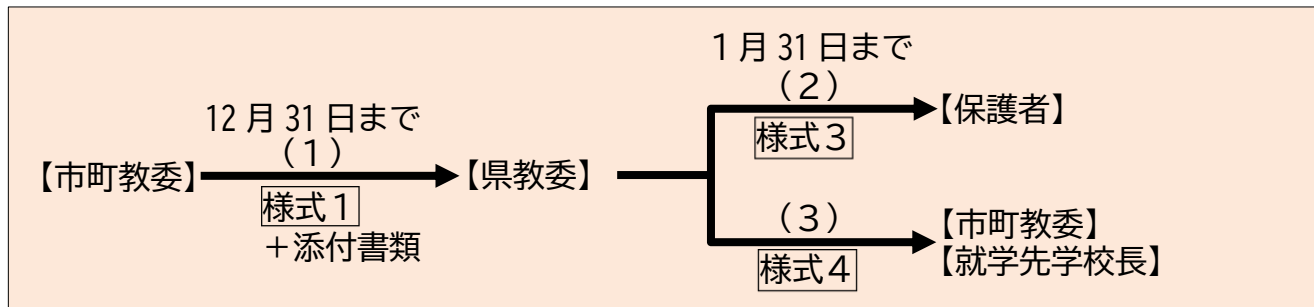
- ②以後の手続は、就学予定者の手続と同様で、速やかに行うこととなっています。

第Ⅲ部 事務手続の実際

第1章 県立特別支援学校への入学・転入学・編入学（翌学年の初めからの場合）

1 翌学年の初めから県立特別支援学校へ入学する場合または小・中学校の児童生徒が翌学年の初めから県立特別支援学校へ転入、編入する場合

【手続の流れ】



(1) 市町教育委員会から県教育委員会への通知：様式1 + 添付書類

市町教育委員会は、施行令第2条の規定により学齢簿に記載された者で、視覚障害者等（就学予定者のうち、特別支援学校に就学することが可能な障害の種類および程度と判断された者：以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し、12月31日までに、その氏名および視覚障害者等である旨を通知するとともに、その者の学齢簿の謄本を送付しなければなりません（施行令第11条）。

また、小・中学校に在学する児童生徒で視覚障害者等になった者のうち、翌学年の初めから県立特別支援学校へ就学する者についての手続は、この手続に準ずることとします。

県教育委員会では、例年、手続の円滑な実施のため、下記提出書類により、概ね12月初旬に市町教育委員会からの通知をお願いしています。提出日等の詳細については、毎年、別途通知します。

なお、法令上の手続では、市町村の教育委員会が行った「特別支援学校に就学すべき児童生徒である」との判断結果を都道府県の教育委員会に通知するのみで、市町村の教育委員会が保護者に通知することになっていません。

したがって、保護者が県教育委員会から就学すべき特別支援学校名の通知を受けて初めて市町教育委員会の判断結果を知る、ということのないように、あらかじめ市町教育委員会が行った判断結果とその根拠等について、何らかの方法で保護者に知らせることが大切です。

(2) 県教育委員会から保護者への通知：様式3

県教育委員会は、前記（1）の通知のあった就学予定者について、その保護者に対し、1月31日までに就学させるべき県立特別支援学校を指定し、入学期日を通知します。（施行令第14条）

(3) 県教育委員会から校長および市町教育委員会への通知：様式4

県教育委員会は、前記（2）の通知と同時に、当該就学予定者の住所の存する市町教育委員会に対し、氏名・入学期日・指定した県立特別支援学校名を、また、就学させるべき県立特別支援学校長にも当該就学予定者の氏名および入学期日を通知します。（施行令第15条）

【市町教育委員会から県教育委員会への提出書類】

- ① 通知文（様式1（A表、B表を含む））
※記載する氏名等は学齢簿謄本と照合すること。
- ② 添付書類
 - ・学齢簿謄本（新学齢児は就学先欄を空白のままとする）
 - ・病弱特別支援学校への転入予定者は診断書
 - ・市町教育支援委員会答申、意見書等(写)(県立守山養護学校転入予定者は不要)
 - ・様式2（個票）

第2章 県内在住児童生徒における県立特別支援学校への転出入（年度途中の場合）

※事務処理手続を迅速かつ正確に行うため、県立特別支援学校は、以下に示す年度途中の自校転出入事案のうち、県教育委員会が把握する前に知り得た情報については、これを把握した段階で事務連絡様式（p47）により、県教育委員会事務局特別支援教育課就学事務担当あてに送付することとします。

1 県内小・中学校の児童生徒が年度途中で県立特別支援学校に転学する場合

年度途中に県内小・中学校の児童生徒が県立特別支援学校へ転学するケースは、次の(a)～(c)の3つが想定されます。

(a) 県立特別支援学校に隣接した病院へ県内小・中学校の在籍児童生徒が入院し、視覚障害者等になったために、当該県立特別支援学校に転学する場合

本県では、滋賀県立総合病院入院に伴う県立守山養護学校への転学、大津赤十字病院入院に伴う県立守山養護学校（大津分教室）への転学の場合です。

転学手続にあたっては、「病気療養児の教育について」（平成6年12月21日付け文初特第294号：文部省初等中等教育局長通知）に基づき、転学事務の迅速化が望まれます。転学先の県立特別支援学校が病院と連携の上、当該児童生徒の病状を把握するとともに、転入予定を確認した時点で保護者ができるだけ早く現籍校の校長へ診断書を提出して申し出られるよう、保護者にお知らせする必要があります。

(b) 県立特別支援学校に隣接した福祉的施設へ県内小・中学校の在籍児童生徒が入所し、視覚障害者等になったと判断されたために、当該県立特別支援学校に転学する場合

本県では、県立近江学園入所に伴う県立三雲養護学校への転学、社会福祉法人さざなみ学園入所に伴う県立鳥居本養護学校への転学の場合です。

この場合、児童生徒の住所が福祉的施設に異動すれば、福祉的施設の存する市町教育委員会が就学事務を行う必要があります。既に現籍校の存する市町教育委員会において就学相談が行われている場合は、市町教育委員会間で円滑な連携、通知を行うことが大切です。

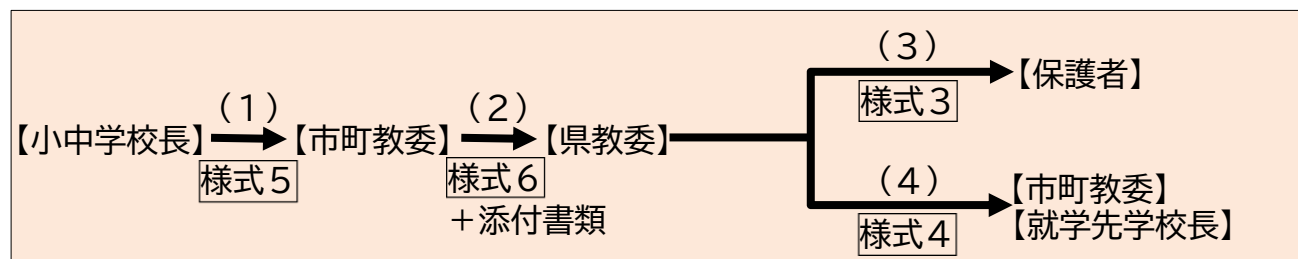
なお、福祉的施設に入所しても、障害の種別および程度が特別支援学校の教育対象に至らず視覚障害者等でない場合は福祉的施設の存する市町の小・中学校に転入することとなります。

(c) その他の事由により県内小・中学校の在籍児童生徒が視覚障害者等となった場合

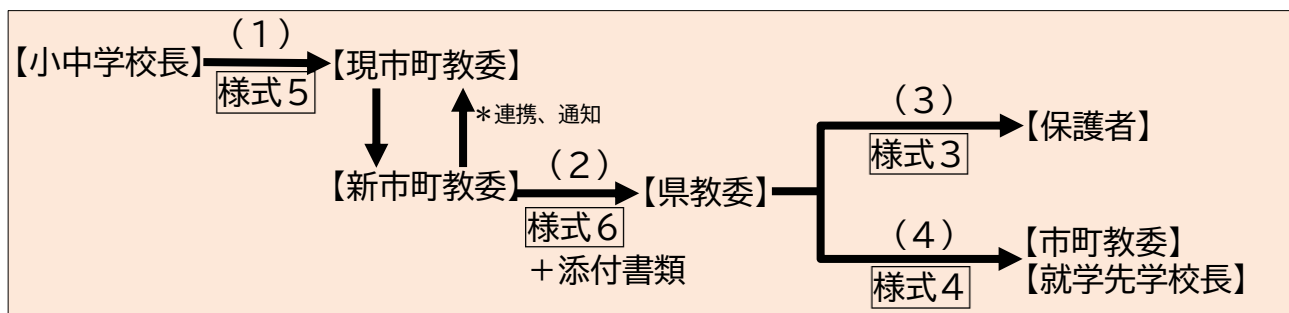
前記(a)、(b)以外の事由により、年度途中に児童生徒が視覚障害者等となったと考えられる場合、市町教育委員会は、在籍校長の通知により対象児童生徒の障害状況の把握を行った時点で速やかに県教育委員会に連絡し、協議することとします。

【手続の流れ】

(a)住民票異動を伴わない場合（病院入院による県立特別支援学校への転学）



(b)住民票異動を伴う場合（福祉的施設入所に伴う県立特別支援学校への転学）



(1) 県内小・中学校長から市町教育委員会への通知：様式5

県内の小・中学校に在学する児童生徒で視覚障害者等になった者があるときは、当該校長は速やかに、当該児童生徒の住所の存する市町教育委員会に対し、その旨を通知しなければなりません（施行令第12条第1項）。

病弱特別支援学校転学予定者の場合は、保護者から提出された診断書（原本）を様式5に添付して市町教育委員会に送付します

（ただし、同一年度内に、前回と同一診断名により転入する場合は診断書不要）。

(2) 市町教育委員会から県教育委員会への通知：様式6+添付書類

市町教育委員会は、前記（1）の通知を受けた児童生徒について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名および視覚障害者等である旨を通知するとともに、その者の学齢簿の謄本を送付しなければなりません。（施行令第12条第2項）

(3) 県教育委員会から保護者への通知：様式3

県教育委員会は、前記（2）の通知のあった学齢児童生徒について、その保護者に対し、速やかに入学期日を通知するとともに就学させるべき県立特別支援学校を指定します。（施行令第14条）

(4) 県教育委員会から校長および市町教育委員会への通知：様式4

県教育委員会は、前記（3）の通知と同時に、当該児童生徒の住所の存する市町教育委員会に対し、氏名および入学期日、指定した県立特別支援学校を通知します。

また、就学させるべき県立特別支援学校長にも、当該児童生徒の氏名および入学期日を通知します。（施行令第15条）

【市町教育委員会から県教育委員会への提出書類】

- ① 通知文（様式6）※記載する氏名等は学齢簿謄本と照合すること。
- ② 添付書類
 - ・学齢簿謄本
 - ・診断書（病弱特別支援学校転学予定者等、必要に応じて添付）
（ただし、同一年度内に、前回と同一診断名により転入する場合は診断書不要）
 - ・市町教育支援委員会答申、意見書等（写）（県立守山養護学校転入予定者は不要）
 - ・様式2（個票）（県立守山養護学校転入予定者は不要）

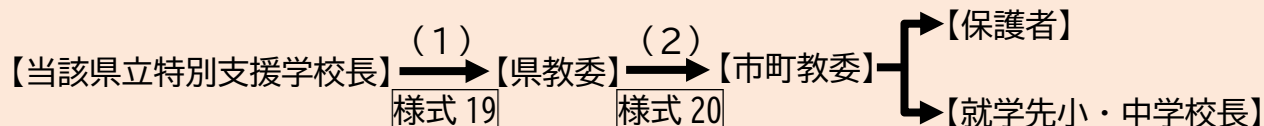
2 県立特別支援学校の児童生徒が年度途中で県内小・中学校に転学する場合

県立特別支援学校から県内小・中学校への年度途中の転学は、もとは県内小・中学校に在籍していた児童生徒が、県立特別支援学校に隣接した病院に入院して視覚障害者等となり、県立特別支援学校に在籍していたが、治療回復に伴い視覚障害者等でなくなったために県内小・中学校に戻る場合が想定されます。

それ以外の場合については県立特別支援学校の校長は事前に県教育委員会に連絡し、協議することとします。

≪視覚障害者等（障害の程度が特別支援学校に該当する者）でなくなったため、特別支援学校から市町立小中学校へ転学するケース≫

【手続の流れ】



（1）県立特別支援学校長から県教育委員会への通知：様式19

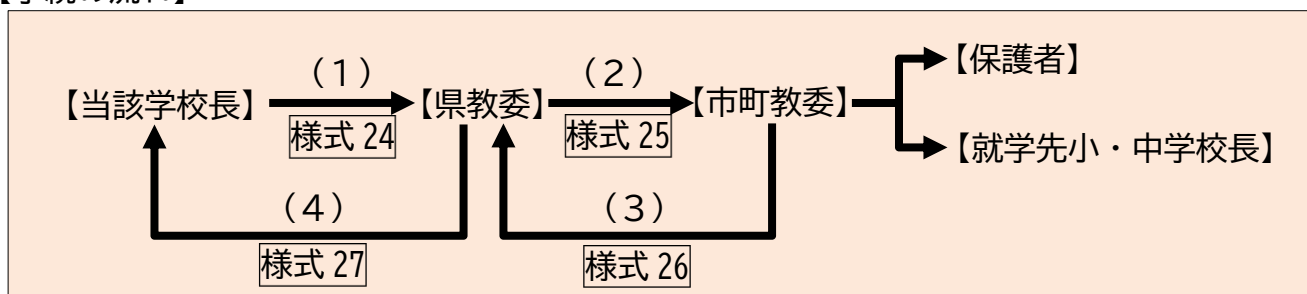
特別支援学校に在学する児童生徒で視覚障害者等でなくなったものがあるときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに当該児童生徒の県教育委員会に対し、その旨を通知しなければなりません。（施行令第6条の2第1項）

（2）県教育委員会から市町教育委員会への通知：様式20

県教育委員会は、前記（1）の通知を受けた児童生徒について、当該児童生徒の住所の存する市町教育委員会に対し、速やかにその氏名および視覚障害者等でなくなった旨を通知します。（施行令第6条の2第2項）

≪視覚障害者等（障害の程度が特別支援学校に該当する者）であるが、特別支援学校から市町立小中学校へ転学を進めるケース≫

【手続の流れ】



(1) 県立特別支援学校長から県教育委員会への通知：様式 24

特別支援学校に在学する児童生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該児童生徒の住所の存する市町の設置する小学校または中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなった者を除く。）があるときは、当該児童生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知しなければなりません。（施行令第6条の3第1項）

(2) 県教育委員会から市町教育委員会への通知：様式 25

県教育委員会は、前記（1）の通知を受けた児童生徒について、当該児童生徒の住所の存する市町教育委員会に対し、速やかに、その氏名および同項の通知があつた旨を通知します。（施行令第6条の3第2項）

(3) 市町教育委員会から県教育委員会への通知：様式 26

市町教育委員会は、前記（2）の通知を受けた児童生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、県教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければなりません。（施行令第6条の3第3項）

(4) 県教育委員会から県立特別支援学校長への通知：様式 27

県教育委員会は、前項の通知を受けたときは、前記（1）の通知を出した特別支援学校長に対し、速やかに、その旨を通知します。（施行令第6条の3第4項）

3 年度途中に県立特別支援学校間で転学する場合

県立特別支援学校間で年度途中に転学を必要とする場合については、下記の4つの場合が想定されますが、(c)、(d)については、県立特別支援学校の校長は事前に県教育委員会に連絡し、協議することとします。

(a) 県立特別支援学校に隣接する病院へ入退院または福祉的施設へ入退所する場合

(b) 住民票の異動を行った場合

(c) 当該校に就学することとなった障害の種類が変化した場合[(a)以外の事由による]

(d) その他、現在就学している学校へ引き続き就学することが困難な場合

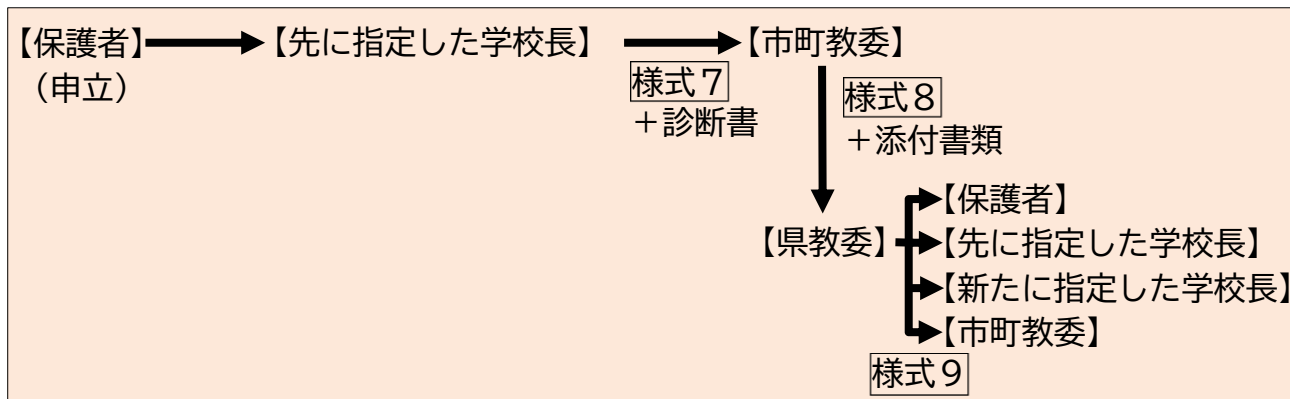
年度途中に県立特別支援学校間で転学する場合、現籍校に就学する際、県教育委員会が既に当該児童生徒を就学させるべき特別支援学校を指定していますから、県教育委員会が相当と認めるときは保護者の申し立てにより指定した学校の変更をすることができる規定により、指定した学校を変更する手続を行うこととなります。

この場合、県教育委員会は、速やかにその保護者ならびに先に指定した学校の校長および市町教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した学校の校長に対し、氏名および入学期日（指定変更の期日）を通知しなければなりません。

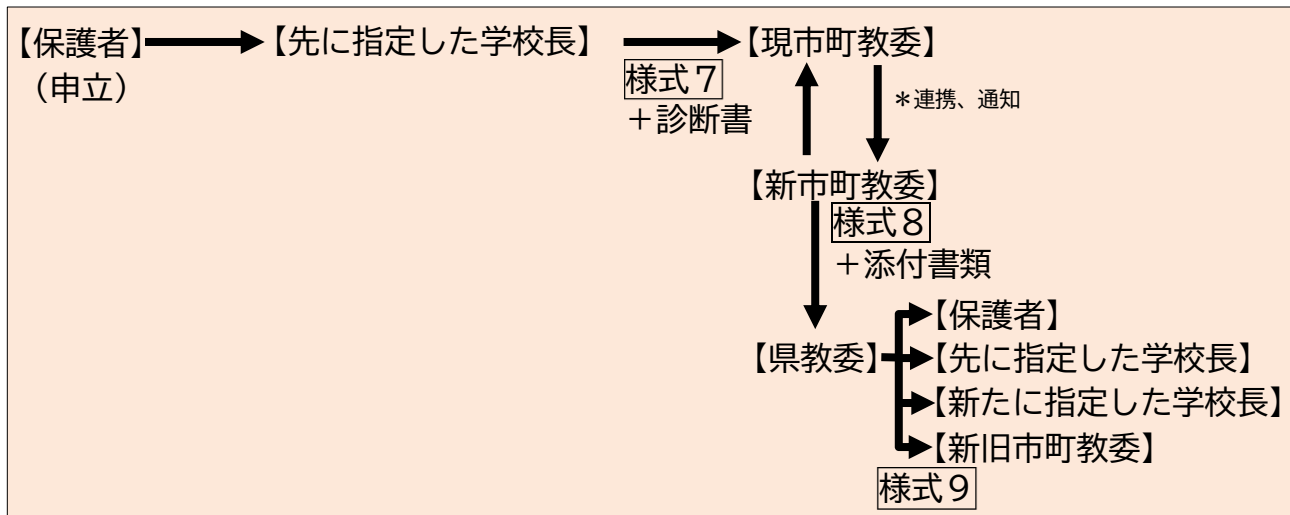
（施行令第16条）

【手続の流れ】

①住民票異動を伴わない場合（病院入退院による県立特別支援学校間の転学）



②住民票異動を伴う場合（転居、福祉的施設入退所による県立特別支援学校間の転学）



【市町教育委員会から県教育委員会への提出書類】

- ① 通知文（様式8）
※記載する氏名等は学齢簿謄本と照合すること。
- ② 添付書類 ※病院退院による転学の場合は、添付書類不要とする。
 - ・ 診断書（病弱特別支援学校転学予定者等、必要に応じて添付）
 - ・ 学齢簿謄本

4 県外の特別支援学校から県立特別支援学校への住民票異動を伴う転学手続

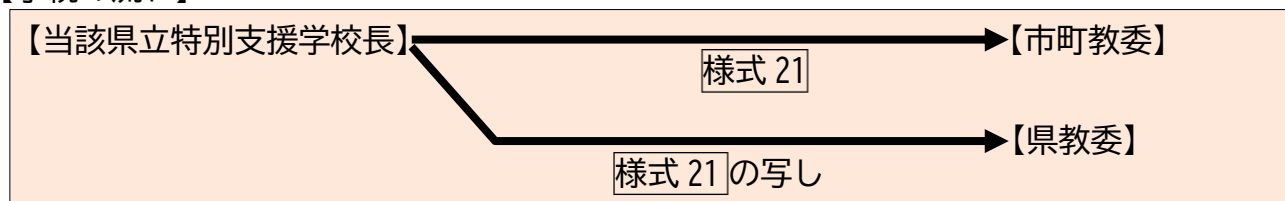
県外の特別支援学校へ就学していた児童生徒が、住民票の異動により県立特別支援学校へ就学する場合は、新たに学齢簿に記載された者として、前記第1章の1と同様の就学手続を、速やかに行うこととします。（施行令第11条の3）

第3章 県立特別支援学校の全課程修了等

1 児童生徒が県立特別支援学校の小・中学部の全課程を修了した場合

県立特別支援学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学部もしくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければなりません。（施行令第22条）

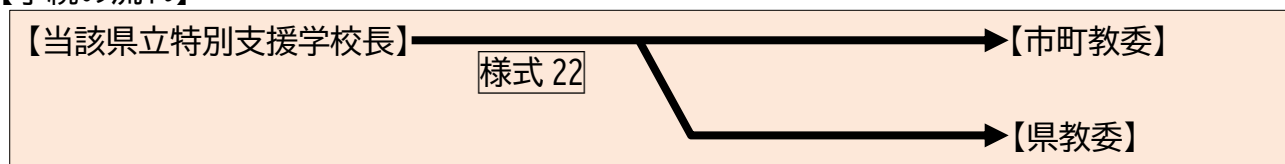
【手続の流れ】



2 県立特別支援学校に在籍する児童生徒が死亡した場合

在籍する児童生徒が死亡した場合、当該学校長は、速やかに県教育委員会ならびに当該児童生徒の住所の存する市町教育委員会あてに通知することとします。

【手続の流れ】



第4章 県内児童生徒の特別支援学校にかかる区域外就学

1 特別支援学校にかかる区域外就学に関する規定

児童生徒のうち視覚障害者等を、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校（本県の場合、滋賀県立特別支援学校）以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、当該学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾書を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町教育委員会に届け出なければなりません。（施行令第17条）

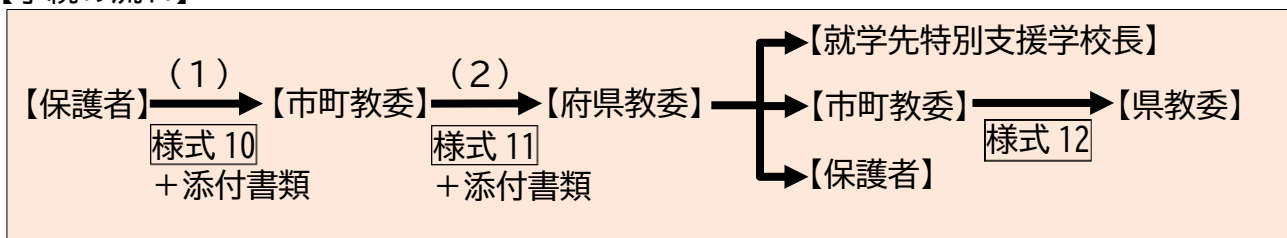
県内に住所の存する児童生徒のうち、視覚障害者等を本県の県立特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、全て区域外就学手続が必要ですから、県立特別支援学校以外への区域外就学を行う場合は、現在籍校に関わりなく手続を行うことが必要です。

区域外就学により当該特別支援学校への就学が承諾されるのは、原則として特別支援学校に併設または隣接する病院または施設に入院、入所する場合であると考えられます。

その他の事例の場合は、市町立学校在籍者については市町教育委員会担当者を通じて、県立特別支援学校在籍者の場合は校長から、県教育委員会事務局特別支援教育課就学事務担当に問い合わせてください。

2 県内に住所の存する児童生徒が県外近畿各府県に存する病院等への入院、入所を伴って県外特別支援学校に区域外就学する場合

【手続の流れ】



(1) 保護者から市町教育委員会への届出

保護者は区域外就学依頼書(様式10)を作成し、住民票記載事項証明書および診断書等、区域外就学を必要とする根拠となる書類を添付の上、住所の存する市町教育委員会に届け出ます。

ただし、保護者が県外の当該特別支援学校からの指示による添付書類や依頼書を提出された場合は、市町教育委員会は、その指示に従って当該府県教育委員会に提出してください。

(2) 市町教育委員会から当該府県教育委員会への依頼

前記(1)の届出を受けた市町教育委員会は、区域外就学依頼書(様式11)に保護者からの提出書類を添付の上、当該府県教育委員会に依頼します。

【市町教育委員会から当該府県教育委員会への提出書類】

- ① 通知文(様式11)
- ② 添付書類
 - ・ 保護者からの依頼文書(様式10)(原本)
 - ・ 診断書(原本)等、区域外就学を必要とする根拠となる書類
 - ・ 学齢簿謄本

(3) 当該府県教育委員会から、保護者等への承諾書の送付

依頼を受けた当該府県教育委員会で区域外就学が適当と認められた場合、当該府県教育委員会が承諾書を作成し、保護者、市町教育委員会、就学予定校の校長あてに送付します。

(4) 市町教育委員会の県教育委員会への通知

承諾書を受けた市町教育委員会は、県教育委員会に通知(様式12)します。

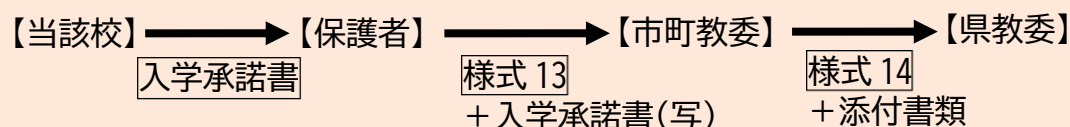
3 県内に住所の存する児童生徒が、近畿各府県以外の都道府県内病院等への入院、入所を伴って特別支援学校に区域外就学する場合

近畿各府県以外の都道府県立特別支援学校への区域外就学についても、前記2と同様の手続を要することが多いですが、都道府県によっては手続方法や必要書類が異なることがあるので、近畿各府県以外の場合の事務手続については事前に、市町立学校在籍者については市町教育委員会就学事務担当者を通じて、県立特別支援学校在籍者の場合は校長から、県教育委員会事務局特別支援教育課就学事務担当あてに問い合わせてください。

4 県内に住所の存する児童生徒が国立大学法人滋賀大学教育学部附属特別支援学校へ就学する場合

県内在住者が滋賀大学教育学部附属特別支援学校に就学する場合も、施行令第17条に規定する「児童生徒のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合」に該当し、区域外就学となるので、保護者は当該校への入学が決定した段階で、市町教育委員会を経由して当該校の「入学承諾書」の写しを添付の上、県教育委員会まで届け出なければなりません。

【手続の流れ】



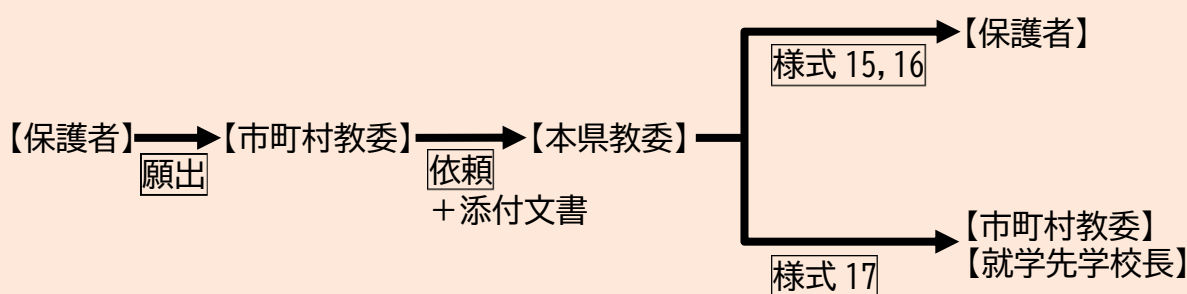
【市町教育委員会から県教育委員会への提出書類】

- ① 通知文（様式14）
- ② 添付書類
 - ・ 保護者からの依頼文書（様式13の写し）
 - ・ 入学承諾書（写）

第5章 県外に住所の存する児童生徒が県内の県立特別支援学校へ区域外就学を行う場合

県外に住所の存する児童生徒が、県内の病院への入院等の事由により、県立特別支援学校への区域外就学を行う場合は、当該市町村の教育委員会から提出された書類により、県教育委員会において下記の手順で区域外就学の承諾手続を行います。

【手続の流れ】



【市町村教育委員会から県教育委員会への提出書類】

- ① 通知文（任意様式）
- ② 添付書類
 - ・ 保護者からの願出書（任意様式）（原本）
 - ・ 診断書（原本）
 - ・ 学齢簿謄本

第6章 特別支援学校に区域外就学をしている者の中途退学

区域外就学をしていた学齢児童生徒が中途退学をした場合は、その事由によって次の手続を行うこととします。

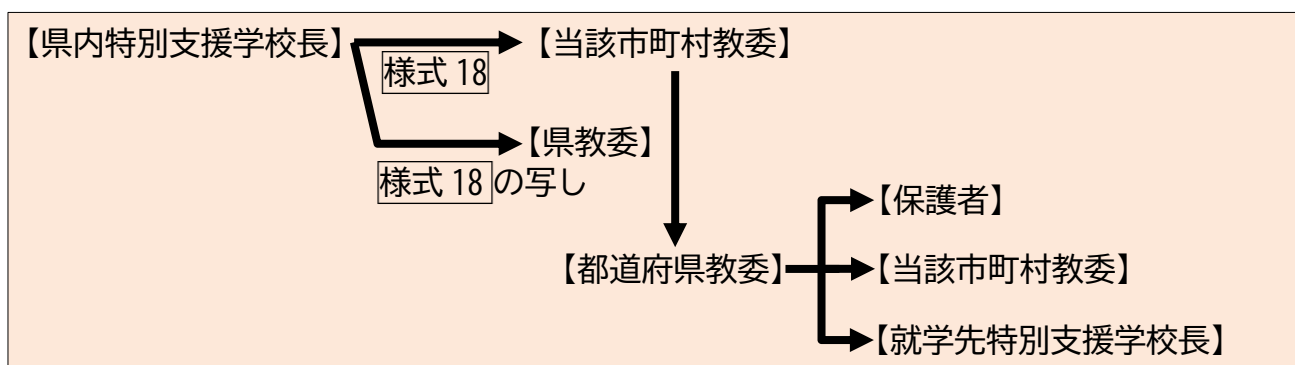
1 引き続き特別支援学校へ就学する場合

引き続き特別支援学校へ就学する必要のある者が、区域外就学をしている特別支援学校の小学部または中学部の全課程を修了する前に退学した場合は、当該学校の校長は、速やかにその旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければなりません（施行令第18条）。

この場合は、特別支援学校在学児童生徒が区域外就学により、病院に併設または隣接した特別支援学校に在籍していたが、治療回復により、もとの特別支援学校に戻る場合が想定されます。本県では、次の手順で手続を行うこととします。

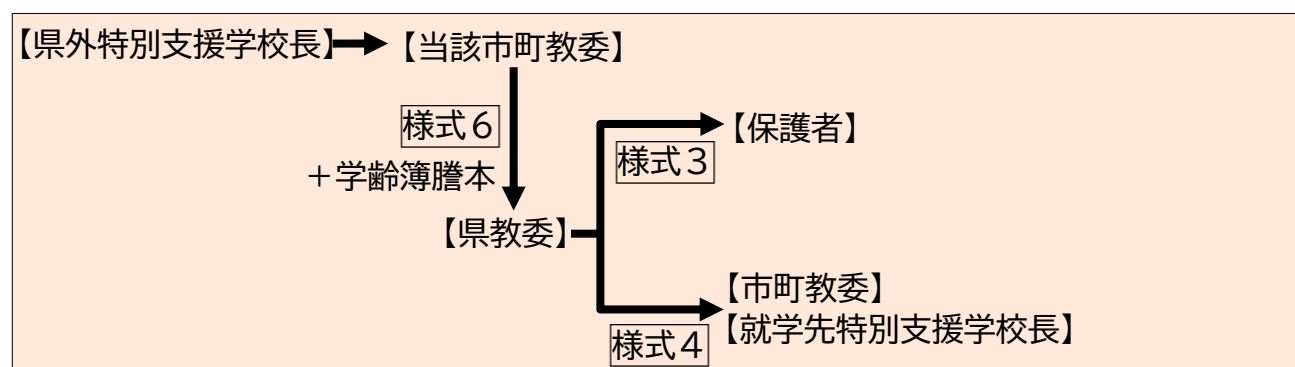
(1) 本県の特別支援学校に区域外就学していた児童生徒が、住所の存する県外都道府県の特別支援学校に戻る場合

【手続の流れ】



(2) 県外の特別支援学校に区域外就学していた児童生徒が、住所の存する本県の特別支援学校に戻る場合

【手続の流れ】

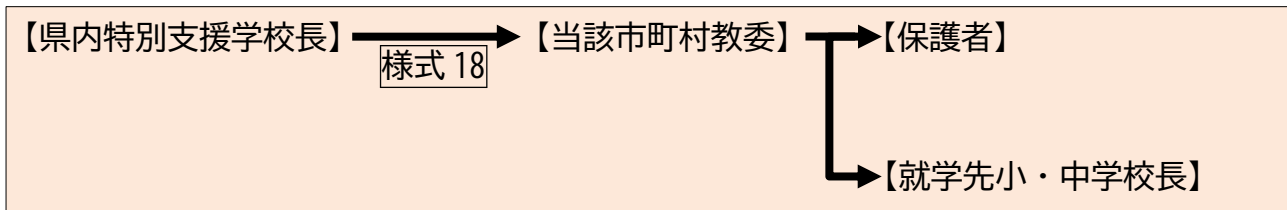


2 引き続き特別支援学校へ就学する必要があると思料される場合

この場合も、「学齢児童及び生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部または中学部の全課程を修了する前に退学したとき」（施行令第18条）に該当するため、次の手順で手続を行うこととします。

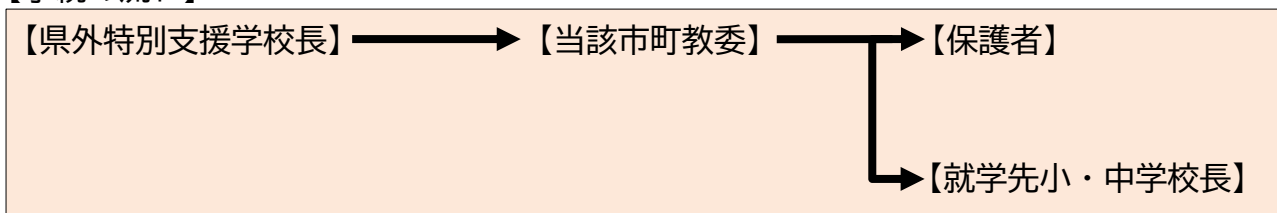
(1) 本県の特別支援学校に区域外就学していた児童生徒が、住所の存する県外都道府県内の小・中学校に戻る場合

【手続の流れ】



(2) 県外の特別支援学校に区域外就学していた児童生徒が、住所の存する県内の小・中学校に戻る場合

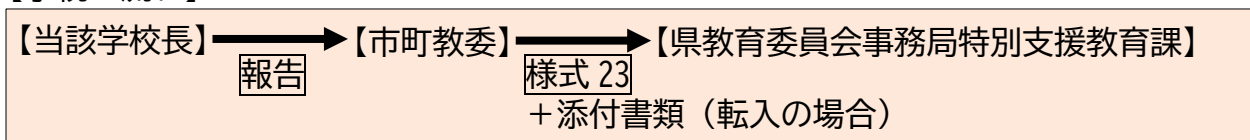
【手続の流れ】



第7章 市町立小・中学校特別支援学級在籍児童生徒の異動

特別支援学級に在籍する児童生徒が転出入した場合、県教育委員会においても在籍状況の把握および対象児童生徒の実態把握を行うため、下記により異動報告をお願いします。

【手続の流れ】



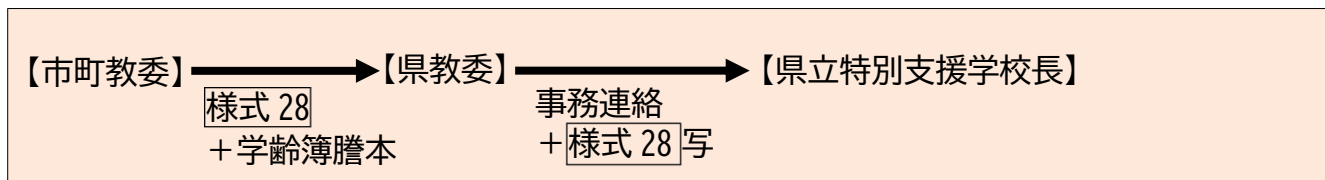
【市町教育委員会から県教育委員会への提出書類】

- ① 通知文（様式23）
- ② 添付書類（転入の場合のみ）
 - ・市町教育支援委員会答申（写）
 - ・転入児童生徒にかかる特別支援学級教育課程実施計画書（写）

第8章 学齢簿の加除訂正について

市町教育委員会は、施行令第3条の規定により新たに学齢簿に記載すべき事項が生じたとき、記載事項に変更が生じたとき、または学齢簿の記載に錯誤および遺漏があるときは必要な加除訂正を行う必要があります。このうち、認定特別支援学校就学者については、県教育委員会に対し、その旨を通知しなければなりません（施行令第13条）。本県では、次の手順で手続を行うこととします。

【手続きの流れ】



【市町教育委員会から県教育委員会への提出書類】

- ① 通知文 (様式28)
- ② 添付書類
 - ・ 加除訂正後の学齢簿謄本

第Ⅳ部 通知等様式

事務連絡様式1

事 務 連 絡
年 月 日

県教育委員会事務局
特別支援教育課就学事務担当 あて

滋賀県立〔特別支援学校名〕

校 長

児童生徒の異動（※転入・転出）について（速報）
※→どちらかを記入

このことについて、下記のとおり報告します。
*以下、知り得た範囲で情報を記入

記

ふ 該 当 児 童 が 生 徒 な 名		性別	
生 年 月 日			
部 ・ 学 年			
保 護 者 名			
現 住 所			
異動(※転出・転入)年月日			
異 動 理 由			
異 動 前 学 校 名			
異 動 後 学 校 名			

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県教育委員会教育長 様

〔市町名〕教育委員会
教 育 長

特別支援学校への就学該当者の通知について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第11条および第12条第2項の規定により、別添のとおり通知します。

令和 年度認定特別支援学校就学者小学部・中学部入学児童生徒名一覧表（学齢簿謄本等添付）

[市町名]教育委員会

教 育 長

番号	保護者名	児童生徒名	ふりがな	性別	生年月日	年齢	郵便番号	本人の在籍地および施設名	障害の種別程度								就学前の状況 在学小学校名 (卒業見込み)	予想される学校名	保護者が希望する 就学形態等	市町教委が判断する 望ましい就学形態等	通学方法・ 転居予定等
									主たる 障害	併存する障害											

※「年齢」は、令和 年4月1日現在の満年齢で記入すること。

令和 年度認定特別支援学校就学者小学部・中学部転入学・編入学児童生徒名一覧表（学齢簿謄本等添付）

[市町名]教育委員会

教 育 長

番号	保護者名	児童生徒名	ふりがな	性別	生年月日	年齢	郵便番号	本人の在籍地および施設名	障害の種別程度								在学学校名 (学年)	予想される学校名	保護者が希望する 就学形態等	市町教委が判断する 望ましい就学形態等	通学方法・ 転居予定等
									主たる 障害	併存する障害											
				</																	

※「年齢」は、令和 年4月1日現在の満年齢で記入すること。

令和 年度認定特別支援学校就学予定者個票

市町教育委員会名

番号	氏名	ふりがな	生年月日	年齢	性別
郵便番号	本人の在籍地および施設名				

保護者氏名		予想される学校名 (障害種別)	
A表:就学前の状況在学小学校名 (卒業見込み) B表:在学小学校名 (令和 年度の学年)		保護者が希望する 就学形態等	
市町教委が判断する 望ましい就学形態等		通学方法・転居予定等	

障害の程度													
障害	視	聴	知	肢	病	医ケア	答申結果	主たる 障害	併せ有する障害				
主たる障害の程度 【就学要件に該当する障害】													
併せ有する障害の程度 【就学要件に該当する障害】													
検査結果等													
検査名							検査結果						

障害の状態

医療面の配慮および医療的管理

保護者の意向

備考

様式3

滋教委特支第 号
年 月 日

〔保護者名〕 様

滋賀県教育委員会
教 育 長

印

特別支援学校への就学について（通知）

学校教育法施行令第14条の規定により、該当者の〔※入学・転入学・編入学〕について、
下記のとおり通知します。

※→いずれかを記入

記

該 当 者 名		性別	
生 年 月 日			
現 住 所			
保 護 者 名			
就 学 先 学 校 名			
〔※入・転入・編入〕学の期日			

備考：

様式4

滋教委特支第 号
年 月 日

[市町名]教育委員会教育長 様
[就学先学校名]校長 様

滋賀県教育委員会
教 育 長

特別支援学校への就学について（通知）

学校教育法施行令第15条の規定により、該当者の[※入学・転入学・編入学]について、
下記のとおり通知します。 ※→いずれかを記入

記

ふ 該	り 当	が 者	な 名		性別	
生	年	月	日			
現	住		所			
保	護	者	名			
就	学	先	学	校	名	
[※入・転入・編入]学の期日						

備考：

様式5

文 書 番 号
年 月 日

[市町名]教育委員会教育長 様

[学校名] 学校
校 長

特別支援学校への就学児童生徒について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第12条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

ついては、特別支援学校への転入学について、ご配慮願います。

記

ふ り が な 該当児童生徒名		性別	
生 年 月 日			
現 住 所			
学 年			
保 護 者 名			
入院または入所先			
転 出 年 月 日			
転学予定学校名			

様式6

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県教育委員会教育長 様

〔市町名〕教育委員会
教 育 長

特別支援学校への就学児童生徒について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

ついては、特別支援学校への転入学について、ご配慮願います。

記

ふ り が な 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
現 住 所			
転学前学校名・学年			
保 護 者 名			
入院または入所先			
〔※転出・転入〕期日			
転学予定学校名			

※→住民票異動を伴わない場合は転出、伴う場合は転入

様式7

文 書 番 号
年 月 日

[市町名]教育委員会教育長 様

滋賀県立 [特別支援学校名]
校 長

転出児童生徒について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
部 ・ 学 年			
保 護 者 名			
本 人 の 在 籍 地			
転 出 年 月 日			
理 由			
転 学 予 定 学 校 名			

様式8

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県教育委員会教育長 様

[市町名] 教育委員会
教 育 長

転学を要する児童生徒について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

ふ 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
転学前学校名・部・学年			
保 護 者 名			
本 人 の 在 籍 地			
[※転出・転入] 期 日			
理 由			
転 学 予 定 学 校 名			

※→住民票異動を伴わない場合は転出、伴う場合は転入

様式9

滋教委特支第 号
年 月 日

[保 護 者 名] 様
[市町名]教育委員会教育長 様
[県立特別支援学校名]校長 様
※保護者への通知は要押印

滋賀県教育委員会
教 育 長

印

※保護者宛てのみ

学校指定の変更について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第16条の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふ 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
部 ・ 学 年			
就 学 先 学 校 名			
学 校 指 定 変 更 日			
保 護 者 名			
本 人 の 在 籍 地			
変 更 理 由			
前 指 定 校 名			

区域外就学の依頼について（願）

年 月 日

〔市町名〕教育委員会教育長 様

保護者住所
氏 名

下記の者を、下記理由により〔 〕立特別支援学校に就学させたいので、当該教育委員会に対し、区域外就学の承認依頼についてよろしくお取り計らいをお願いします。

記

ふ り が な
児童生徒氏名 _____ 男・女

生 年 月 日 _____

現在籍校園等 _____

理 由 _____

様式11

文 書 番 号
年 月 日

府県教育委員会教育長 様
(依頼先)

[市町名] 教育委員会

教 育 長

印

区域外就学について（通知）

このことについて、保護者より別添のとおり願い出がありましたので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県教育委員会教育長 様

[市町名] 教育委員会
教 育 長

印

区域外就学の通知について

下記の者は保護者の申請により令和 年 月 日付けで 立 学校から
県・府立 学校へ区域外による就学をするのでその旨通知します。

記

1	児童生徒氏名	
2	生年月日（性別）	
3	現住所	
4	保護者氏名	
5	保護者住所	
6	転入学部・学年	
7	備考	

年 月 日

[市町名]教育委員会教育長 様

保護者住所
氏 名

学校教育法施行令第17条の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

添付書類：入学承諾書（写）・・・・・・・・・・・・・・・・一通

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県教育委員会教育長 様

〔市町名〕教育委員会
教 育 長

区域外就学について（通知）

このことについて、別添のとおり保護者より届け出がありましたので送付します。

様式15

滋教委特支第 号
年 月 日

〔保護者名〕 様

滋賀県教育委員会

教 育 長

印

区域外就学について（通知）

このことについて、別添のとおり通知します。

滋教委特支指令第 号

保護者住所_____

氏 名_____

令和 年 月 日付け願い出のあったことについて、下記のとおり就学することを承諾する。

記

1 就 学 者 ふ り が な 児童生徒氏名_____男・女

生 年 月 日_____

2 就 学 校 滋賀県立〔特別支援学校名〕 部 第 学年

3 入学期日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

滋 賀 県 教 育 委 員 会 印

※滋賀県立学校へ就学することを、この承諾書を添えて市町村教育委員会へ届け出てください。

滋教委特支第 号
年 月 日

[市町村名]教育委員会教育長 様
[就学予定県立特別支援学校名]校長 様

滋賀県教育委員会

教 育 長



区域外就学承諾書の送付について（通知）

このことについて、下記のとおり保護者あてに承諾書を送付しましたので通知します。

記

滋教委特支指令第 号

保護者住所 _____
氏 名 _____

令和 年 月 日付け願い出のあったことについて、下記のとおり就学することを承諾する。

記

1 就 学 者 ふ り が な 児童生徒氏名 _____ 男・女

生 年 月 日 _____

2 就 学 校 滋賀県立 [特別支援学校名] 部 第 学年

3 入学期日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

滋 賀 県 教 育 委 員 会

文 書 番 号
年 月 日

[児童生徒の住所の存する市町村名]教育委員会教育長 様

滋賀県立 [特別支援学校名]

校 長

印

特別支援学校からの転出について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第18条の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふ 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
部 ・ 学 年			
保 護 者 名			
本 人 の 在 籍 地			
本校入（転）学期日			
転 出 期 日			
転 出 理 由			

文 書 番 号
年 月 日

[児童生徒の住所の存する都道府県名]教育委員会教育長 様

滋賀県立 [特別支援学校名]

校 長



特別支援学校からの転出について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第1項の規定により、下記のとおり通知しますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

ふ り が な 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
部 ・ 学 年			
保 護 者 名			
本 人 の 在 籍 地			
本校入(転)学期日			
転 出 期 日			
転 出 理 由			

滋教委特支第 号
年 月 日

[市町名]教育委員会教育長 様

滋賀県教育委員会
教 育 長

特別支援学校からの転出について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふ 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
在籍学校・部・学年			
保 護 者 名			
本 人 の 在 籍 地			
転 出 期 日			

備考：

文 書 番 号
年 月 日

[市町名]教育委員会教育長 様

滋賀県立 [特別支援学校名]
校 長

令和[]年度 []部の全課程修了者について（通知）

このことについて、下記の者が本校[]部の全課程を修了しましたので、学校教育法
施行令第22条の規定に基づき通知します。

記

ふ 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
保 護 者 名			
現 住 所			
修 了 年 月 日			
備 考			

文 書 番 号
年 月 日

[市町名]教育委員会教育長 様
滋賀県教育委員会教育長 様

滋賀県立 [特別支援学校名]
校 長

除籍を要する児童生徒について（通知）

このことについて、本校在学児童生徒のうち、除籍することとなった児童生徒を下記のとおり通知します。

記

ふ 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
部 ・ 学 年			
保 護 者 名			
現 住 所			
除 籍 年 月 日			
除 籍 の 理 由			

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課長 あて

[市町名]教育委員会事務局[担当課]
課 長 [課 長 名]

特別支援学級在籍児童生徒の異動（※転入・転出）について（報告）

※→どちらかを記入

このことについて、下記のとおり報告します。

記

ふ 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
学 級 種 別 ・ 学 年			
保 護 者 名			
現 住 所			
異動（※転出・転入）年月日			
異動後の当該学級在籍者数			
異 動 理 由			
異 動 前 学 校 名			
異 動 後 学 校 名			

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県教育委員会教育長 様

滋賀県立 [特別支援学校名]
校 長

小学校または中学校に就学することが適当であると思料する児童生徒について（通知）

本校に在籍する下記の児童生徒が、障害の状態等の変化により小学校または中学校に就学することが適当であると思料するので、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定に基づき通知します。

記

ふ 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
現 住 所			
在 籍 学 部 ・ 学 年			
障害の種類（程度）			
保 護 者 名			
小学校または中学校に 就学することが適当で あると思料する理由			
転学を希望する学校			
そ の 他			

滋教委特支第 号
年 月 日

〔市町名〕 教育委員会教育長 様

滋賀県教育委員会
教 育 長

小学校または中学校に就学することが適当であると思料する児童生徒について（通知）

下記の児童生徒について、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定に基づき、特別支援学校長から通知されましたので、同条第2項により通知します。

記

ふ り が な 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
現 住 所			
在 籍 学 部 ・ 学 年			
障害の種類（程度）			
保 護 者 名			

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県教育委員会教育長 様

[市町名]教育委員会
教 育 長

特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認める児童生徒について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第6条の3第2項により通知のあった下記の児童生徒は、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めるので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

ふ り が な 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
現 住 所			
在 籍 学 部 ・ 学 年			
障害の種類（程度）			
保 護 者 名			
当該特別支援学校 に引き続き就学さ せることが適当で あると認めた理由			

〔県立特別支援学校名〕 校長 様

滋賀県教育委員会
教 育 長

特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認める児童生徒について（通知）

学校教育法施行令第6条の3第1項により通知のあった児童生徒のうち、下記児童生徒については、その住所の存する市町教育委員会から同条第3項により貴校に引き続き就学させることが適当であるとの通知がありましたので、同条第4項の規定に基づき通知します。

記

ふ 該 当 児 童 生 徒 名		性別	
生 年 月 日			
現 住 所			
在 籍 学 部 ・ 学 年			
障害の種類（程度）			
保 護 者 名			

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県教育委員会教育長 様

[市町名] 教育委員会
教 育 長

学齢簿の加除訂正について（通知）

このことについて、下記のとおり学齢簿の加除訂正をしましたので、学校教育法施行令第13条の規定により通知します。

記

ふ り が な 該 当 児 童 生 徒 名		
学 校 名		
部 ・ 学 年		
加 除 訂 正 事 項		
加除訂正の内容	旧	
	新	
加 除 訂 正 年 月 日		

※加除訂正後の学齢簿謄本を添付すること

事務連絡様式2

事 務 連 絡
令和 年(年) 月 日

県立特別支援学校長 様

特別支援教育課長
(公印省略)

学齢簿の加除訂正について (通知)

このことについて、[市町名]教育委員会より別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

第Ⅴ部 関係法令通知等資料

日本国憲法（昭和21年憲法） （抄）

第26条 （略）

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年法律第120号） （抄）

（義務教育）

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

障害者基本法（昭和45年法律第84号） （抄）

（教育）

- 第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

（療育）

- 第17条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

学校教育法（昭和22年法律第26号） （抄）

（義務教育年限）

- 第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

（就学させる義務）

- 第17条 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小

学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 前2項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

（病弱等による就学義務の猶予・免除）

第18条 前条第1項又は第2項の規定によって、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

（第19条～第30条 省略）

（特別支援教育、特別支援学級）

第81条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号） （抄）

（学齢簿の編製）

第1条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編制しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行うものとする。

3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第1項の学齢簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる

物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

- 4 第1項の学齢簿に記載(前項の規定により磁気ディスクをもって調製する学齢簿にあっては、記録。以下同じ。)をすべき事項は、文部科学省令で定める。

(学齢簿の作成期日)

第2条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから5月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の始めから終わりまでの間に満6歳に達する者について、あらかじめ、前条第1項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第2項から第4項までの規定を準用する

(学齢簿の加除訂正)

第3条 市町村の教育委員会は、新たに学齢簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたとき、又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。

(児童生徒等の住所変更に関する届出の通知)

第4条 第2条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒等」と総称する。)について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条又は第23条の規定による届出(第2条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。)があつたときは、市町村長(特別区にあつては区長とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては区長又は総合区長とする。)は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(入学期日等の通知、学校の指定)

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者(法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)のうち、認定特別支援学校就学者(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。)のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校(法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。))を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。)及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校を又は義務教育学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

(学校指定の変更)

第6条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから2月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 一 就学予定者で前条第1項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に在学する者を除く。）
 - 二 次条第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒
 - 三 第6条の3第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
 - 四 第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）
 - 五 第12条第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
 - 六 第12条の2第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
 - 七 小学校、中学校又は義務教育学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校を変更する必要を生じた児童生徒等
（視覚障害者等でなくなった者の教育委員会への通知）
- 第6条の2 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知しなければならない。
（特別支援学校に在学する学齢児童生徒で小中学校等に就学することが適当な者（認定特別支援学校就学者として適当でなくなった者）の教育委員会への通知）
- 第6条の3 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなった者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を通知しなければならない。
 - 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。
 - 4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第1項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(小中学校等に在学する者で視覚障害者等でなくなった者の教育委員会への通知)

第6条の4 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなったものがあるときは、その在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(就学児童生徒の学校長への通知)

第7条 市町村の教育委員会は、第5条第1項(第6条において準用する場合を含む。)の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

(第8条および第9条 省略)

(中退児童生徒の教育委員会への通知)

第10条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。)又は義務教育学校以外の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(特別支援学校への就学についての通知)

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本(第1条第3項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類)を送付しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあつた者については、適用しない。

第11条の2 前条の規定は、小学校又は義務教育学校の前期課程に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第11条の3 第11条の規定は、第2条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年の初めから3月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから3月前までに(翌学年の初日から3月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに)」と読み替えるものとする。

2 第11条の規定は、第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年の初めから3月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(視覚障害者等となった者の教育委員会への通知)

第12条 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから3月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

(小中学校等に在学する視覚障害者等で小中学校等に就学することが適当でなくなった者(認定特別支援学校就学者)の教育委員会への通知)

第12条の2 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなったと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから3月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

(学齢簿の加除訂正の通知)

第13条 市町村の教育委員会は、第十一条第一項(第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。)の通知に係る児童生徒等について第三条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等の届出の通知)

第13条の2 市町村の教育委員会は、第11条第1項(第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第9条第1項又は第17条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第14条 都道府県の教育委員会は、第11条第2項(第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第11条第1項(第11条の2にお

いて準用する場合を含む。)の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから2月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

(視覚障害者等の就学・教育委員会への通知)

第15条 都道府県の教育委員会は、前条第1項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第2項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

(視覚障害者等の就学の変更の通知)

第16条 都道府県の教育委員会は、第14条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第1項の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第17条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

(視覚障害者等の中途退学者の処置)

第18条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(保護者等の意見聴取)

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条(第6条(第2号を除く。))において準用する場合を含む。)又は第11条第1項(第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(第19条～第21条 省略)

(全課程修了者の通知)

第22条 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学校、中学校、義務教育学校の前期課程若しくは後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(第22条の2 省略)

(視覚障害者等の障害の程度)

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号） （抄）

（学齢簿の作成現在期日）

第31条 学校教育法施行令第2条の規定による学齢簿の作成は、10月1日現在において行うものとする。

（第32条および第33条 省略）

（就学義務の猶予・免除手続）

第34条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

（就学猶予・免除者の相当学年への編入）

第35条 学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

母子保健法（昭和40年法律第141号） （抄）

（健康診査）

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 二 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

2 前項の厚生労働省令は、健康増進法（平成14年法律第103号）第9条第1項に規定する健康診査等指針（第16条第4項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号） （抄）

（就学時の健康診断）

第11条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断をおこなわなければならない。

第12条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第17条第1項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号） （抄）

（就学時の健康診断の時期）

第1条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第11条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第2条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから4月前（同令第5条、第7条、第11条、第14条、第15条及び第18条の2に規定する就学に関する手続の実施に支障

がない場合にあっては、3月前)までの間に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。

○ 病氣療養児の教育について（通知）

文 初 特 294 号
平成6年12月21日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省初等中等局長 野崎 弘

病氣療養児の教育について（通知）

病氣のために病院等に入院しているいわゆる病氣療養児の教育については、かねてから関係者の努力により、病院等に併設し又は隣接する病弱養護学校及び小・中学校の病弱・身体虚弱特殊学級（以下「病弱養護学校等」という。）において実施されてきたところですが、近年における児童生徒の病氣の種類の変化、医学や医療技術の進歩に伴う治療法の変化等によりその必要性がますます高まっており、また、入院期間の短期化や入退院を繰り返す等の傾向に対応した教育の改善も求められているところです。

文部省としても、こうした状況にかんがみ平成5年6月、「病氣療養児の教育に関する調査研究協力者会議」を発足させ、病氣療養児の教育の改善充実方策についての検討をお願いし、このたび「病氣療養児の教育について（審議のまとめ）」を取りまとめたところとす。

文部省としては、この審議のまとめの趣旨を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれても、この審議のまとめの内容を参考にし、特に下記の点に留意して、病氣療養児の教育の充実に一層努められるようお願いいたします。

おって、管下の各市町村教育委員会に対して、この趣旨を図るようお願いいたします。

記

1 入院中の病氣療養児の実態の把握

- (1) 入院中の病氣療養児の中には、病弱養護学校の教育を受けることが本来適当であるにもかかわらず、入院前の小・中学校に在籍したまま長期にわたり欠席している場合があることから、各小・中学校においては、在籍する児童生徒のうち病院への入院等により欠席する者について保護者の協力を得ながら、入院先や医療・生活規制を必要とする期間、欠席日数、病状などを的確に把握し、市町村教育委員会と協議しつつ、病弱養護学校等への転学の必要性について適切に判断すること。
- (2) 各市町村教育委員会は、このような判断の結果を踏まえ、病弱養護学校等への転学措置が適当な児童生徒については、必要に応じ、都道府県の教育委員会とも連携を取りながら、入院先の病院等の所在地を所管する教育委員会に連絡すること。

2 適切な教育措置の確保

- (1) 関係教育委員会においては、上記の病弱養護学校等への転学措置が適当な児童生徒に対しては、速やかに適切な対応をすること。その際、関係法令の規定等もこのような児童生徒に教育の機会を可能な限り提供しようとする趣旨のものであることを十分に理解し、運用にあたること。

- (2) 都道府県及び市町村の教育委員会においては、病弱養護学校等への転学措置が速やかに講じられるよう、病気療養児の教育の必要性、制度、手続、留意事項を教職員、保護者その他の関係者に周知・徹底し、転学事務処理の迅速化を図ること。
- (3) 転学手続きが完了していない児童生徒についても、病弱養護学校等において、実際上教育を受けられるような配慮が望まれること。

3 病気療養児の教育機関等の設置

- (1) 病気療養児の教育の機会を確保する観点から、病弱養護学校等の教育の対象とすることが本来適当な児童生徒が入院している病院等の所在地を所管とする都道府県及び市長村の教育委員会は、当該病院等の理解と協力を得て、その人数、病状に応じ、隣接・併設等の形態により、養護学校の本校、分校、分教室等の設置や訪問教育の実施又は特殊学級の設置など病弱教育の特殊性を踏まえた適切な形態により教育を提供すること。この場合において、可能な限り、病院等の協力を得て必要な面積の専有空間を確保するよう努めること。
- (2) 近年、入院期間の短期化や入退院を繰り返す等の傾向が見られることから、これに対して、医療機関との緊密な連携の下に、計画的かつ迅速に病気療養児の教育に必要な体制の整備を図ることに努めること。

4 教職員等の専門性の向上

- (1) 病気療養児に対して病気の種類や病状に応じた適切な指導を行っていくため、担当する教職員等の専門性の向上を図るよう、特殊教育センター等における研修事業を拡充し、また、校内研修や併設・隣接医療機関の専門家の協力を得た研修の機会の確保を図ること。
- (2) また、病気療養児の教育における指導的立場の教職員等の資質の向上を図るため、国立特殊教育研究所等における研修に積極的に担当の教職員等を派遣すること。

5 その他

- (1) 病気療養児の教育の必要性、意義等を関係者に十分に周知し、理解を求めること。
- (2) 病気療養児の教育の特性を踏まえ、医療機関や入院前に通学していた学校、福祉機関や保護者との連携が十分に確保されるよう配慮をする。

○ 学校教育法施行令の一部改正について（通知）

14文科初第148号
平成14年4月24日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
国立久里浜養護学校長

文部科学事務次官 小野 元之

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成14年4月24日付けをもって政令第163号として公布されました。その改正の趣旨及び内容は、下記のとおりですので十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

各都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても、改正の趣旨及び内容について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、社会のノーマライゼーションの進展、教育の地方分権の推進等の特殊教育を巡る状況の変化を踏まえて、障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう就学指導の在り方を見直すためのものです。具体的には、次のような改正を行うものです。

- 1 医学、科学技術の進歩等を踏まえ、教育学、医学の観点から盲・聾・養護学校に就学すべき障害の程度（以下「就学基準」という。）を改正したこと。
- 2 就学基準に該当する児童生徒について、その障害の状態に照らし、就学に係る諸事情を踏まえて、小学校又は中学校（以下「小・中学校」という。）において適切な教育を受けることができる特別の事情があると市町村の教育委員会が認める場合には、小・中学校に就学させることができるよう就学手続を弾力化したこと。
- 3 障害のある児童の就学に当たり、市町村の教育委員会は専門家の意見を聴くものとしたこと。

第2 改正の内容

1 就学基準の見直し（第22条の3関係）

学校教育法に基づき同法施行令において規定される就学基準は、盲者、聾者、知的障

害者、肢体不自由者及び病弱者の障害種ごとに規定されているが、各々の障害ごとに医学や科学技術の進歩等を踏まえた内容に見直すこととしたこと。

(1) 視覚障害

矯正視力0.1未満の者を一律に盲者とする規定を改め、「両眼の視力がおおむね0.3未満又は視力以外の視機能障害が高度で、拡大鏡等を使用しても文字等を認識することが不可能又は著しく困難な程度」の者を盲者と規定したこと。

(2) 聴覚障害

両耳の聴力レベルが100デシベル以上のものを一律に聾者とするのを改め、「両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等を使用しても通常の話声を理解することが不可能又は著しく困難な程度」の者を聾者と規定したこと。

(3) 知的障害

知的障害者の判断は、現在既に日常生活等の適応性の観点から考慮に入れて行われており、その観点を法令上明確にするため、知的発達遅滞の程度が中度以上等と規定することを改め、「知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度」の者及びその程度に至らないが「社会生活への適応が著しく困難」な者を知的障害者と規定したこと。

(4) 肢体不自由

上肢・下肢など身体各部位ごとに障害を判断する規定を改め、障害の状態を上肢、下肢を含め全身で捉え総合的に判断することとし、「補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度」の者を肢体不自由者と規定したこと。

(5) 病弱

医療等に要する期間の予見が困難になっていることに加えて、入院期間の短期化と入院の頻回化傾向がみられることを踏まえ、「六月以上」医療又は生活規制を必要とする程度の者を病弱者とする規定を改め、「継続して」医療又は生活規制を必要とする程度の者を病弱者と規定したこと。

2 就学手続の見直し

就学基準に該当する児童生徒で市町村の教育委員会が小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）については、小・中学校に就学することとしたことに伴い、規定の整備を行うこととしたこと。

(1) 入学期日等の指定に係る手続（第5条、第6条、第11条、第14条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者で、①就学基準に該当しない者、②就学基準に該当する者のうち、その者の心身の故障の状態に照らして、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに小・中学校の入学期日を通知することとしたこと。

また、就学基準に該当する者については、市町村の教育委員会が都道府県の教育委員会に対し盲・聾・養護学校に就学させるべき旨を通知することとするが、このうち、認定就学者については当該通知を行わないこととしたこと。その通知を受けた都道府県の教育委員会は、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに盲・聾・養護学校の入学期日を通知することとしたこと。

(2) 転学手続（第6条、第6条の3、第6条の4、第11条の3、第12条の2、第14条関係）

今回の改正により就学基準に該当する児童生徒が認定就学者として小・中学校に就学することになったことに伴い、盲・聾・養護学校に在学している児童生徒が障害の状態の変化により認定就学者に該当することとなった場合及び小・中学校に認定就学者として就学している者がその障害の状態が変化したことにより認定就学者に該当しなくなった場合等の転学の手続を整備することとしたこと。

3 専門家の意見の聴取（第18条の2関係）

障害の種類、程度等の判断について専門的立場から調査・審議を行うために就学指導委員会が設置されている現状も踏まえ、その位置付けの明確化を図るとともに、一人一人の障害の状態等に関する専門家の意見を踏まえて適切に就学指導が行われることが必要であることから、市町村の教育委員会は、教育学、医学、心理学その他の心身の故障のある児童生徒の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとしたこと。

4 施行期日（附則関係）

改正令は平成14年9月1日から施行するものであること。

○ 通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

17文科初第1178号
平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷 眞美

通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者
又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）

このたび、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在籍する学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒を、その障害の状態に応じて行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）の対象とすることができると等について、学校教育法施行規則の一部改正等を行い、その改正等の趣旨、内容及び留意事項について、「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成18年3月31日付け17文科初第1177号初等中等教育局長通知）をもってお知らせしたところです。

この改正に伴い、児童生徒が通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等は下記のとおりですので、十分御了知の上、遺漏のないようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

学校教育法施行規則第73条の21の規定に基づく通級による指導は、「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等局長通知）（以下「291号通知」という。）に掲げる者に加え、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者についても対象とするとともに、通級による指導の対象となる情緒障害者については、これまで、291号通知においてその障害の程度を「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は、「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」として示してきたところであるが、今般、上記一を自閉症者と、上記二を情緒障害者として整理することとしたこと。

自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者については、それぞれ以下の（1）の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒を対象として適切な指導が行われることが適当であること。また、これらの児童生徒を含め、通級による指導を行うに際しての留意事項については、以下の（2）のとおりであること。

なお、291号通知の記の第1の2のbの（1）の「イ 情緒障害者」は廃止し、これに該当する障害の種類及び程度については、以下の（1）の「ア 自閉症者」又は「イ 情緒障害者」に該当するものとする。

また、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた

上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

(1) 障害の種類及び程度

ア 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 留意事項

通級による指導を行うに際しての留意事項は以下のとおり。

ア 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知又は291号通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

イ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、文部科学省の委嘱事業である特別支援教育体制推進事業等により各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

ウ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

エ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

(3) その他

情緒障害者を対象とする特殊学級については、今後、文部科学省においてその在り方について検討を進めることとしていること。

○ 障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）

23文科初第626号
平成23年8月5日

各都道府県教育委員会 殿
各指定都市教育委員会 殿
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

文部科学省初等中等教育局長
山 中 伸 一
(印影印刷)

障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）

このたび、「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年法律第90号。以下「改正法」という。）が、平成23年8月5日に公布され、一部を除き同日に施行されることに伴い、別添のとおり内閣府より通知が発出されたところです。教育部分の改正について、第1の改正の概要のとおり、同日に施行されますので、十分に御了知の上、適切な対応を図るようお願いします。

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人学長及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、改正法について、域内の市町村教育委員会、所管又は附属の学校等に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の概要（法第16条(教育)）

- (1) 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならないこととしたこと。
- (2) 国及び地方公共団体は、(1)の目標を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこととしたこと。
- (3) 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないこととしたこと。
- (4) 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促

進しなければならないこととしたこと。

第2 今後の対応

就学手続きに関して、今般の障害者基本法の改正や中央教育審議会の審議等を踏まえ、文部科学省において、速やかに制度改正等を行うことを検討していること。

*別添および参考資料：省略

○ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要

平成24年 7 月23日
初等中等教育分科会

はじめに

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等について記述

1. 共生社会の形成に向けて

（1）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。
- ・障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- ・共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- ・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

（2）インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

- ・特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の○1から○3までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

○1 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加する

ことができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。

- 2 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- 3 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
 - ・基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

- ・今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期：

就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期：

短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談・支援

- ・子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。
- ・乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

- ・就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- ・現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。
- ・就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ・就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。
- ・本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3) 一貫した支援の仕組み

- ・可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4) 就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

- ・都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。
- ・就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1) 「合理的配慮」について

- ・条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」

であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

- ・障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。
- ・「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- ・「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別的教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。
- ・移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

（２）「基礎的環境整備」について

- ・「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。
- ・共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

（３）学校における「合理的配慮」の観点

- ・「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。
- ・現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。
- ・複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

(4) 「合理的配慮」の充実

- ・これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。
- ・「合理的配慮」は、その障害のある子どもが十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、それについても研究していくことが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保

- ・多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。
- ・通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。
- ・特別支援教育により多様な子どものニーズに的確に对应していくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、S T（言語聴覚士）、O T（作業療法士）、P T（理学療法士）等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子どもへの支援を充実させることが必要である。
- ・医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。
- ・通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要である。
- ・幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

(2) 学校間連携の推進

- ・域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに对应、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。
- ・特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等

の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。

- ・域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

（３）交流及び共同学習の推進

- ・特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。
- ・特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

（４）関係機関等との連携

- ・医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

５．特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

（１）教職員の専門性の確保

- ・インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。
- ・すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

（２）各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

- ・学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠か

せない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していく必要がある。

- ・特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。
- ・特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

（３）教職員への障害のある者の採用・人事配置

- ・「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

○ 病氣療養児に対する教育の充実について（通知）

24初特支第20号
平成25年3月4日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長殿

各都道府県知事殿

附属学校を置く各国立大学法人学長殿

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長殿

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

大山 真未

病氣療養児に対する教育の充実について（通知）

近年、医療の進歩等による入院期間の短期化や、短期間で入退院を繰り返す者、退院後も引き続き治療や生活規制が必要なために小・中学校等への通学が困難な者への対応など、病弱・身体虚弱の幼児児童生徒で病院等に入院又は通院して治療を受けている者（以下「病氣療養児」という。）を取り巻く環境は、大きく変化しています。

また、このたび、政府の第二期がん対策推進基本計画（平成24年6月）等に基づき、厚生労働省において、全国15か所の「小児がん拠点病院」の指定が別添のとおり行われました。現在、診療機能の充実及びより良い診療体制の整備のため、このような専門医療の集約化、ネットワーク化が進められつつあります。

ついては、今後の病氣療養児への指導等の在り方について、「病氣療養児の教育について（平成6年12月21日付文初特第294号）」（以下「病氣療養児の教育についての通知」という。）により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意いただきたい事項について下記のとおり整理しましたので、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して、周知を図るようお願いします。

記

<1>小児がん拠点病院の指定に伴う対応

小児がん拠点病院の指定により、市町村や都道府県を越えて小児がん拠点病院に入院する病氣療養児の増加に伴い、転学及び区域外就学に係る手続の増加や短期間での頻繁な入退院の増加が予想されることなどを踏まえ、以下について適切に対応すること。

- (1) 都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長及び各国立大学法人学長（以下「教育委員会等」という。）は、病氣療養児の転学及び区域外就学に係る手続について、病氣療養児の教育についての通知で提示されているとおり、可能な限りその簡素化を図るとともに、それらの手続きが滞ることがないように、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対して、必要な助言又は援助を行うこと。

- (2) 教育委員会等は、病気療養児の教育についての通知で提示されている取組に加え、入院中の病気療養児の交流及び共同学習についても、その充実を図るとともに、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対して、必要な助言又は援助を行うこと。
- (3) 教育委員会等は、後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、事前に修得単位の取扱い、指導内容・方法及び所要の事務手続等について関係機関の間で共有を図り、適切に対応すること。
- (4) 病弱者を対象とする特別支援学校は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、病気療養児への指導に係る助言又は援助に努めること。

< 2 > 病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応

感染症への対策などの治療上必要な対応や継続的な通院を要するため、病院を退院後も学校への通学が困難な病気療養児に対し、以下について適切に対応すること。

- (1) 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、病弱者を対象とする特別支援学校、小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級、通級による指導などにより、当該病気療養児のための教育環境の整備を図ること。
- (2) 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、当該病気療養児に対する指導に当たり、訪問教育やＩＣＴ等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行うこと。
- (3) 通学が困難な病気療養児の在籍校及びその設置者は、退院後にあっても当該病気療養児への教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保すること。
- (4) 教育委員会等は、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等が行う上記（１）～（３）の取組に対し、必要な助言又は援助を行うこと。

< 3 > その他

上記のほか、教育委員会等は、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校等に対し、「病気の子どもの理解のために（全国特別支援学校病弱教育校長会及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所作成）」等の資料を周知するなど、病気療養児に対する教育についての理解啓発に努めること。

*別添：省略

○ 学校教育法施行令の一部改正について（通知）

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山中 伸一

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体

虚弱者を含む。)で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。)の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正(第5条及び第11条関係)

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者(視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学(第6条の3及び第12条の2関係)

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等(第9条、第10条、第17条及び第18条関係)

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大(第18条の2関係)

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日(附則関係)

改正令は、平成25年9月1日から施行すること。

第3 留意事項

- 1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

＊【参考：障害者基本法(抄)】：省略

- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、

「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

○ 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

25文科初第756号

平成25年10月4日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

構造改革特別区域法第12条

第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長

前川 喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生

徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育

を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、

通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の

在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有

効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的の実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

○特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

4 文科初第 3 7 5 号
令和 4 年 4 月 2 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人 理 事 長

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
伯 井 美 徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人などが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和３年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

記

第１ 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

○ 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成２５年１０月４日付け文科初第７５６号）等の通知や、令和３年６月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。

○ 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和３年６月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府

県教育委員会とも相談しながら学びの場（通級による指導の場合の実施形態も含む。）について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29 年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」（令和2年4月17日付事務連絡）にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《改善が必要な具体的な事例》

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、（中略）自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、（中略）自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする
- と記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。
- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

○本県における望ましい就学指導のあり方について（提言）

平成25年2月28日
滋賀県就学指導委員会

I. はじめに

平成24年7月24日、滋賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）より滋賀県就学指導委員会（以下「県就学指導委員会」という。）に対して「本県における望ましい就学指導のあり方について」に係る審議要請があった。県就学指導委員会では、同委員会のもとに「望ましい就学指導のあり方検討ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、県内市町における就学指導経験者からなるメンバー構成により、県内における就学指導の課題および提言事項について審議を深めた。係る背景には、次のとおり、本県における就学の状況および近年の国の動向がある。

1. 本県における就学の状況

- (1) 表1のとおり、平成13年から平成23年の10年間の特別支援学校在籍者の増加率は、全国公立特別支援学校が1.39倍に比して本県は約1.80倍と、伸び率は全国一となっている。中でも知的障害のある児童生徒の増加傾向が大きく、知的障害および肢体不自由を対象とした知肢併置校8校における在籍者数が急増している。

〔表1〕 特別支援学校在籍者増加倍率（H13～H23）全国・本県比較

区 分	H13（人数）	H23（人数）	増加倍率
◆全国公立特別支援学校（980校）	88,171	122,269	1.39
◆滋賀県立特別支援学校（14校）	1,072	1,930	1.80
うち知肢併置8校	880	1,635	1.86
知肢併置8校の平均	110	204	1.85

- (2) 表2のとおり、平成13年から平成23年の10年間の小・中学校における特別支援学級在籍者の増加率は、全国公立小・中学校が2.02倍に比して本県は2.41倍と高率となっており、本県では特別支援学校のみならず、特別支援学級在籍者においても著しい増加の現状がある。

〔表2〕 特別支援学級在籍者増加倍率（H13～H23：公立小中学校）全国・本県比較

◆ 全 国		知的	肢体	病虚	弱視	難聴	言語	自情	合計
小学校 単位:人	H13	33,006	2,178	1,212	139	745	1,155	13,833	52,268
	H23	55,252	3,221	1,608	292	913	1,373	44,669	107,328
	倍率	1.67	1.48	1.33	2.10	1.23	1.19	3.23	2.05
中学校 単位:人	H13	17,613	638	475	55	323	56	5,271	24,431
	H23	28,281	1,079	662	93	369	118	16,810	47,412
	倍率	1.61	1.69	1.39	1.69	1.14	2.11	3.19	1.94
小中学校	倍率	1.65	1.53	1.35	1.98	1.20	1.23	3.22	2.02
◆ 本 県		知的	肢体	病虚	弱視	難聴	言語	自情	合計
小学校 単位:人	H13	518	68	38	5	15	0	145	789
	H23	1,177	63	22	19	20	0	746	2,047
	倍率	2.27	0.93	0.58	3.80	1.33	－	5.14	2.59
中学校 単位:人	H13	260	28	13	0	0	0	49	350
	H23	414	25	12	5	11	0	230	697
	倍率	1.59	0.89	0.92	－	－	－	4.69	1.99
小中学校	倍率	2.04	0.92	0.67	4.80	2.07	－	5.03	2.41

2. 本県における就学指導上の課題

- (1) インクルーシブ教育システム（障害のある子とない子がともに学ぶ仕組）の構築
- (2) 市町の状況に応じた望ましい就学相談システムの構築
- (3) 適正規模の就学相談の実施
- (4) 障害の種別・程度の判定に係る統一的見解の確立
- (5) 就学相談関係者への研修の充実
- (6) 地域の学校の受け入れ体制等の整備

3. 近年の国の動向

- (1) 国においては、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえて、平成23年8月に障害者基本法が改正され、教育について規定する第16条が以下のとおり改正された。

（教育）

第16条

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

- (2) 文部科学省では、障害者権利条約の批准に向けて、平成22年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会に対して障害者の権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方についての審議要請が行われ、平成24年7月23日には、初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」として報告されたところである。（参考資料1：p123）

こうした状況を踏まえ、今回、県就学指導委員会は、ワーキンググループにおける審議・検討の結果に基づいて県教育委員会への提言を取りまとめた。

本提言は、県教育委員会が、就学指導の責任と権限を有する市町教育委員会に対して適切な支援や助言等を行う際や、県教育委員会と市町教育委員会が連携協力して望ましい就学指導を進めていく際のポイントと考えられる事項を列挙したものである。

こうした提言事項が、先述の中教審報告にある「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである」との理念に基づき、本県における望ましい就学指導と、そのための体制整備の推進に良

い効果をもたらすことを期待するものである。

Ⅱ. 本県における望ましい就学指導のあり方について

～県教育委員会への6つの提言～

1. 就学指導における基本的な方向性

特別支援学校や特別支援学級在籍者が近年増加している本県では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念である、可能な限り障害のある子が障害のない子とともに教育を受けられることを実現するために、就学指導のあり方を見直していく必要がある。

【提言1】 インクルーシブ教育システム構築に向けた就学指導の見直し

市町教育委員会は、障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指して、可能な限り障害のある子が障害のない子とともに教育を受けられる学びの場へ就学することを基本に、就学指導を見直す必要がある。県教育委員会は、その実現のために市町教育委員会を支援していく必要がある。

2. 望ましい就学相談システムの構築

(1) 市町の状況に応じた望ましい就学相談システムの構築

就学相談対象者の増加等により、就学相談において障害の種別や程度の客観的判定、保護者への情報提供と意向聴取、就学先に係る合意形成等を適切かつ効率的に行うことが困難になってきている。このため、県教育委員会は、市町の就学相談システムが持つ長所や短所を整理し、地域の実態に応じた望ましいシステムの構築を支援することが必要である。

【提言2】 市町の状況に応じた望ましい就学相談システムの構築

県教育委員会は、市町ごとに異なる就学相談システムを調査して、市町の状況に応じた望ましいシステムの構築を支援する必要がある。

(2) 就学相談の対象者のスクリーニングと「指標」の作成

本県の新就学者における就学相談対象者の割合は、平成21～23年度の3か年ともに就学予定者の6%を超え、全国と比して平均3.14ポイント高い。(参考資料2・3：p120)

このことは、就学先決定に係る就学相談の中に、日常的な支援のあり方等を相談すべき発達相談や教育相談に係る内容のものが含まれていると考えられる。相談に携わる関係機関は、発達相談・教育相談・就学相談の違いを理解し、段階を踏まえた相談を行うとともに、県教育委員会は就学相談の対象とするか否かを判断するための「指標」の作成について検討を行う必要がある。

【提言3】 就学相談の対象者のスクリーニングと「指標」の作成

市町教育委員会は、発達相談から就学相談に至る段階的な相談体制の構築を目指す必要がある。県教育委員会は、就学相談の対象と判断するための障害に係る「指標」作成について検討を行う必要がある。

(3) 障害の程度を明確に表す状態像の統一的理解

特に増加が著しい知肢併置特別支援学校、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害

特別支援学級在籍者については、就学や入級が望ましいとされる状態像が市町ごとに異なっていると見受けられる。このことから、県教育委員会は障害の程度を明確に表す状態像について検討し、全県における統一的理解を図る必要がある。

【提言 4】 障害の程度を明確に表す状態像の統一的理解

県教育委員会は、障害の程度を明確に表す状態像について検討し、全県における統一的理解を図る必要がある。

3. 就学相談関係者の専門性の向上

就学相談対象者は先述のとおり増加しており、相談内容も多様化している。このことから、就学相談員は、多様な相談のニーズに応じて適切に情報提供を行うことができる知識とともに、保護者の話を受容的に傾聴しつつ、専門的なアドバイスを行える高度な相談の力量を兼ね備えている必要がある。また、在籍校園や関係機関においても、就学相談の段階を踏まえた果たすべき役割を明確にして、特別支援教育コーディネーターを中心に、就学相談に主体的に関わっていくことが求められる。

【提言 5】 就学相談関係者の専門性の向上

県教育委員会および市町教育委員会は、就学相談員や学校園の特別支援教育コーディネーターを対象に、就学相談に係る知識や技術について全県レベル、市町レベルでの研修を行う必要がある。

4. 多様で柔軟な仕組の整備と就学指導委員会の役割の検討

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、可能な限り障害のある子が障害のない子とともに教育を受けられるよう就学指導を行っていくためには、個別の教育支援計画等を活用して、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組を整備することが重要である。

また、就学指導委員会は、その機能を拡充し、就学先の決定のみならずその後の一貫した支援についても重要な役割を果たす「教育支援委員会（仮称）」とする方向性が中教審分科会報告において示されていることから、県教育委員会および市町教育委員会は、今後、就学指導委員会のあり方と果たすべき役割についても検討していくことが重要である。

【提言 6】 多様で柔軟な仕組の整備と就学指導委員会の役割の検討

県教育委員会は、インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を見据え、特別支援教育の体制整備について、今後も市町教育委員会と連携して取り組んでいくことが重要である。また、就学指導委員会はその機能を拡充し、就学先の決定のみならずその後の一貫した支援についても重要な役割を果たす「教育支援委員会（仮称）」とする方向性が示されていることから、県教育委員会および市町教育委員会は、就学指導委員会のあり方と果たすべき役割について検討していくことが重要である。

Ⅲ. 具体的な手立て

（「望ましい就学指導のあり方検討ワーキンググループ報告」より）

(1) 早期からの支援体制の構築

在籍校園および医療や保健、福祉などの関係機関においては、早期から対象者への適切な支援を行うことにより、障害による学習上および生活上の困難を克服、改善し、

可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもと多くの時間をともに学習できる姿を目指すことが望まれる。

また、発達支援センター等における支援や、専門家による在籍校園巡回相談等の発達相談・教育相談機能の充実により、早期から適時に相談や支援を行うとともに、対象者への支援方針や支援方策を在籍校園、保護者、関係機関が共有し、支援体制を構築していけるよう工夫することが大切である。

(2) 相談の段階的な移行

保護者からの相談については、相談に携わる機関が、順に発達相談→教育相談→就学相談→入学相談といった各々の段階を踏まえた相談を行うことにより、日常的な支援の手立てや情報等を保護者と共有することが大切である。また、相談のスタイルも、保護者の話を受容的に傾聴する相談から、順次、就学に係る専門的なアドバイスを含む示唆的な相談へと移行させていくことが大切である。

(3) 就学相談の対象者のスクリーニングと指標の作成

特別な支援を要する対象者のすべてが特別支援学校や特別支援学級への就学相談の対象となるものではないことから、在籍校園や関係機関では、どの対象者についても最初の相談は発達または教育相談とし、日常の育ちや相談の経過、発達検査結果等を踏まえて就学相談の対象とするか否かをスクリーニングすることが大切である。県教育委員会は、就学相談の対象と判断するための障害に係る「指標」の作成について検討を行う必要がある。

また、就学相談の対象者として判断するためには、在籍校園における個別の支援計画または個別の教育支援計画、個別の指導計画等（以下、「個別の教育支援計画等」という。）に基づく指導や相談を積み重ね、障害に係る学習上、生活上の配慮すべき課題等について校園内委員会で検討したうえで保護者に説明し、就学相談の必要性についての共通理解を得たうえで対象とすることが必要である。

(4) 在籍校園の役割の明確化

就学相談においては、対象者の障害に係る実態を最もよく把握し、就学相談のみならず様々な保護者との面談を日常的に行っている在籍校園が重要な役割を担っている。

在籍校園においては、市町における就学相談システムや相談上の配慮事項等について、全職員の共通理解を図るとともに、保護者の意向聴取、就学指導委員会等の専門家の意見による障害の種別および程度の判定に基づき、関係機関と連携しつつ、主体的に保護者との合意形成を進めていくことが望まれる。このため、県教育委員会および市町教育委員会は、就学指導委員会等の関係機関が適時に在籍校園の行う校園内就学相談をフォローアップできるよう、体制整備を行うことが大切である。

(5) 在籍校園におけるコーディネーターの役割の強化

在籍校園においては、特別支援教育コーディネーターが相談窓口となり、本人や保護者のニーズを把握するとともに、校園内および関係機関等の教育的資源を活用して可能な限りの支援体制を構築し、個別の教育支援計画等に基づく適切な支援の実現に努めることが大切である。また、そうした支援の積み重ねが校園内における就学相談

方針に密接に関わることから、日頃から保護者と十分連携し、説明と合意に基づく指導、支援となるよう留意する必要がある。

(6) 就学相談システムの改善

県教育委員会は、市町ごとに異なる就学相談システムを調査して、それぞれの市町の状況に応じた望ましいシステム構築ができるよう、支援を行う必要がある。さらに、市町就学相談担当者からのシステム構築に係る相談に対して必要な助言を行う場を設けるなど、より具体的に支援を行うことが望まれる。

また、県教育委員会は、『障害のある子どもの就学指導の手引（県教育委員会発行）』等を活用した研修を積極的に行うなど、就学相談に係る関係者に対して就学相談の基礎的事項の周知徹底を図るとともに、市町教育委員会が、各関係機関の役割や就学相談の流れ、在籍校園と就学予定校や関係機関との連携等、就学相談システムについて学校園および関係機関への周知や保護者への情報提供を適切に行うことについて、必要な助言を行うことが必要である。

(7) 対象者についての詳細な実態把握

障害の種別および程度の客観的な判定のためには、関係機関との連携を図りつつ作成された個別の教育支援計画等を保護者の同意を得て活用するなど、これまでの発達伸び、関係機関における相談支援の経過、将来的な支援の見通し等に係る多面的な情報を参考資料とし、さらに現在の学習状況や日常生活への適応、対人関係の様子等について就学相談に係る関係者が観察訪問を行うなど、対象者についての詳細な実態把握を行うことが大切である。

また、就学指導委員会等が行う障害の種別および程度の判定において、発達検査の結果に比して日常生活への適応や対人関係面での育ちが十分とはいえない場合など、場面や状況により生起する能力に均質性がなく、障害の状態像が把握しにくい対象者については、その要因等について慎重に調査審議したうえで判定を行うことが望ましい。

(8) 保護者への客観的な情報提供と合意形成

特別支援学校や特別支援学級への就学が望ましいとされる障害の種別および程度は学校教育法施行令等によって規定されていることから、就学先決定に係る保護者の意向尊重は、これらの学びの場について必要な情報提供や、就学相談を十分に行ったうえでの尊重でなければならない。

したがって、就学相談においては、保護者の心情に配慮しつつ、対象者の障害の種別および程度の状況や望ましい就学先のあり方等について、客観的かつ明確に伝えるとともに、今後の支援のあり方についても同時に話し合うなど、就学先決定に至るまで慎重かつ丁寧に相談を行い、本人や保護者との合意形成を行うことが大切である。

(9) インクルーシブ教育システム理念に基づく就学先決定のあり方の見直し

本県の特別支援学校および特別支援学級在籍者は近年急増しているが、その背景の一つには、より柔軟な教育課程編成が行える学びの場へのニーズの高まりから、以前よりも比較的軽度と思われる対象者が就学、入級していることが考えられる。今後はこうした就学先決定のあり方を見直すとともに、既に就学している対象者についても、

可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場でともに学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムの理念に照らして、適切な就学となるよう就学指導委員会等でフォローアップしていくことが大切である。

同様に、就学基準に該当すると判定された対象者が地域の小中学校に就学している場合も、個に応じた適切な指導が行えているかどうかをフォローアップしていくことが大切である。

いずれの場合も、就学相談に係る関係者は、将来の自立や社会参加、就労までを見据えて、現段階ではどのような力をつけていくことが大切か、といった情報提供を含め、丁寧な就学相談を行うことが求められており、必要な場合は一度の就学相談で完結するのではなく、発達相談、教育相談、就学相談を適切に繰り返しながら、在籍校園、就学予定校および関係機関等が共通理解を図り、保護者へと働きかけていくことが大切である。

(10) 就学先についての判断が困難な場合

就学相談において、対象者の望ましい就学先についての判断が困難な場合には、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに教育を受けられる学びの場への就学とし、対象者の適応の様子や教育的支援のあり方を勘案しつつ、必要に応じて就学相談を継続することが望ましい。

なお、こうしたインクルーシブ教育システムの理念に基づいた就学先決定に際しては、受け入れ先の学校における必要な教育的環境の整備が求められることから、障害の状態や教育的ニーズへの対応方針、また学校や地域の実情等に照らして、本人および保護者に対し、期待できる教育内容や支援等についての十分な説明を行い、あらかじめ必要な理解を得ておくことが大切である。

(11) 特別支援学校や特別支援学級の対象とならない障害に係る周知徹底

特別支援学校や特別支援学級の対象となる主たる障害には、LD、ADHD、家庭状況による二次的課題、環境要因による諸課題は含まれないことについて、県教育委員会は市町教育委員会と連携して、就学相談に係る関係者に周知徹底を図ることが必要である。在籍校園においては、LD、ADHD等は通常の学級での支援や通級による指導等による指導の充実を、その他の課題のある児童生徒は通常の学級の在籍としつつ可能な限りの支援が行えるよう、校園内での支援体制の充実を目指すことが大切である。ただし、児童生徒の学習上、生活上の困難が環境要因によるものか、障害特性によるものかについては、十分な精査を行うことが大切である。

(12) 障害の程度を明確に表す状態像の統一的理解

特に本県で増加が著しい知肢併置特別支援学校在籍者および知的障害特別支援学級在籍者、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者については、就学や入級が望ましいとされる状態像が市町ごとに異なっていると見受けられる。

このため、県教育委員会は障害の程度を明確に表す状態像について検討し、全県における統一的理解を図る必要がある。

(13) 十分な情報提供を行ったうえでの学校見学および判定後の体験学習の実施

学びの場に関する適切な情報は、就学相談の進捗状況によって変化することがある。このため、就学相談に係る在籍校園や関係機関等は、就学予定校の見学や体験学習を保護者および本人に勧める際には、現段階での相談進捗状況を理解し、事前に保護者および就学予定校等に対してその目的を説明したうえで実施することが大切である。特に、就学指導委員会等での判定前の段階で、保護者や就学予定校への事前説明のないまま、学校見学、体験学習等を勧めるなどして、その後の就学相談に混乱をきたすことがないように留意する必要がある。

また、就学指導委員会等での判定後に、望ましいと判断された就学予定校において学校見学や体験学習を行う際には、学校事情等を理由に暗に受け入れを拒むような対応は厳に慎むべきであり、誠実に対応しなければならない。入学相談は、発達相談→教育相談→就学相談といった段階を踏んだ後の最終段階であることを踏まえ、保護者と学校とがこれからの信頼関係を築き、保護者が安心して就学を迎えられるよう、県教育委員会は市町教育委員会と連携して、各校への周知徹底を図ることが大切である。

(14) 就学相談関係者への研修の充実による保護者への適切な就学相談

就学相談関係者は、障害の種別および程度の客観的な判定、通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校といった学びの場の違い、各市町における就学までの流れ等、就学相談に係る制度や必要事項を保護者に情報提供ができるよう、把握しておく必要がある。

就学相談の関係者が、こうした情報提供を適時に行うとともに適切な就学相談を行うためには、一様に十分な知識や技能を有している必要があることから、県教育委員会は市町教育委員会とともに、全県レベル、市町レベルで研修を行うことが大切である。

(15) 小中学校における児童生徒の実態に応じた教育課程の編成への支援

就学相談を経て特別支援学校への就学や特別支援学級への入級を決めた対象者の保護者は、個に応じた特別な教育課程編成に大きな期待を抱いておられることから、就学予定校はその期待に最大限応える努力を行うことが求められる。

しかし、異学年、多人数の児童生徒で構成される小中学校の特別支援学級においては、通常の学級における交流及び共同学習の実施も含め、複雑な教育課程となることが多い。また、特別支援学級担任は、特別支援学校教員や通常の学級担任と比べて校内で少数であり、担任同士が相談し合って適切な教育課程編成を行うことが難しい。こうしたことから、各校における教育課程編成の最終的な責任と権限を有する校長は、編成しうる特別な教育課程編成についてその内容を熟知し、特別支援学級担任に対して適切な指導ができるように努めることが求められる。さらに、各校では特別支援学校のセンター的機能を有効に活用し、専門性を生かした助言を得て、特別支援学級における指導力向上に努めることが大切である。

県教育委員会は、市町教育委員会と連携して『特別支援教育ガイドブック（県教育委員会発行）』等を活用し、特別支援学級新担任研修を行ったり、管理職研修を行ったりして、各校における適切な教育課程編成を支援することが大切である。

(16) 柔軟な就学先の変更と弾力的な運用による多様な学びの場の工夫

就学相談に係る関係者は、就学時に決定した学びの場が固定したものではなく、対象者の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、年度替わりに柔軟に就学先の変更ができることについて共通理解しておく必要がある。例えば、特別支援学校や特別支援学級に在籍している対象者について、適切な指導の積み重ねの結果、障害による学習上や生活上の困難の改善、集団適応の向上等が見られた場合には、その改善や適応の状況に応じて、校内委員会での検討や保護者の同意のもと、教科等のねらいが十分達成できるかどうか留意しつつ交流及び共同学習を徐々に増やして、次年度からの就学先の変更を検討していくことが考えられる。就学先の変更に係る就学相談の実施にあたっては、個別の教育支援計画等を有効に活用し、保護者とともに、対象者の現段階における教育的ニーズや合理的配慮となる事項は何かを十分検討することが大切である。

また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、個別の教育支援計画等を作成・活用した支援を行い、必要に応じて特別支援教育支援員による支援、通級による指導、特別支援学級の弾力的運用による学習など、各校で活用できる教育的資源を十分活用し、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに教育を受けられる学びの場での学習が継続できるよう、工夫して支援を行うことが大切である。

(17) インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備の推進

発達障害等により特別な支援を要すると想定される児童生徒が、通常の学級に6.5%程度在籍（H23年度文部科学省調査）している現状においては、今後、インクルーシブ教育の推進に伴って就学先決定のあり方が見直されることを契機として、さらにその数が増加していくことが予想される。

こうした中で、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容や方法の改善、充実を図るためには、どの子も学ぶ喜びを感じることができる授業改善や、みんなの居心地やつながり、雰囲気高めあえる学級経営、教員が互いの指導力を高め合える校内体制の推進、各校を支える関係機関との連携協力、必要な研修機会の確保、各市町をつなぐ情報共有、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備など、特別支援教育全体の推進が必要である。

県教育委員会は、今後、インクルーシブ教育システム構築に向けた国の動向を見据えつつ、就学先決定のあり方を含む特別支援教育の体制整備について、さらに市町教育委員会と十分連携して取り組んでいくことが重要である。

(18) インクルーシブ教育システム構築に向けた就学指導委員会のあり方の検討

一般的に就学相談は、義務教育段階での就学先決定に係る相談であり、義務教育終了後の進路については、中学校もしくは特別支援学校中学部が進路指導として直接担っていることが多い。とりわけ中学校から多数の生徒が進学する高等学校では、発達障害等のある生徒への支援について体制整備に努めているものの、小中学校に比してその整備状況はまだ十分とはいえないことから、義務教育終了後の進路について不安を抱える本人や保護者は多い。また、中学校では通常の学級に在籍し、障害に係る特別な支援を受けていた生徒が、高等学校では特別な教育課程編成が行えない、通級による指導が受けられない等の理由によって特別支援学校高等部や高等養護学校に進学

する例や、特別支援学校高等部や高等養護学校に進学することをあらかじめ見通して中学校段階での就学先を検討する例などもある。このように就学相談は、卒業後を見通した進路とも不可分に関わっている。さらに本県では、障害のある人を対象とした福祉施設の充実や一般就労の推進など、教育のみならず、医療・福祉・労働とも連携し、一貫した取組が必要な課題も多い。

中教審初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日）においては、今後、就学指導委員会を、その機能を拡充し、就学先の決定のみならずその後の一貫した支援についても重要な役割を果たすものと位置付けて「教育支援委員会（仮称）」とする方向性が示されている。

これらのことから、県教育委員会および市町教育委員会においては、今後とも国の動向を見据えつつ、就学指導委員会のあり方と果たすべき役割について、さらに検討していくことが重要である。

参考資料1

◎文部科学省初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（概要）（平成24年7月23日）より抜粋

（前略）

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談・支援

- ・子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。
- ・乳児期から幼児期にかけて子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

- ・就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。
- ・現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期

からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。

- ・就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の内容、程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ・就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）。
- ・本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3) 一貫した支援の仕組み

- ・可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4) 就学相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

- ・都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。
- ・就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

（後略）

参考資料 2

○新就学者（新小1）における就学指導委員会等の調査審議対象者率

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	全国	本県	全国	本県	全国	本県
新就学者総人数	1,148,704	14,493	1,128,143	14,195	1,055,813	13,970
市町村就学指導委員会等 調査審議対象者人数※	37,480	901	37,055	980	34,008	845
調査審議対象率	3.26%	6.22%	3.28%	6.90%	3.22%	6.05%

※文部科学省調査「平成21～23年度 通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査」による。

市町村就学指導委員会等の調査審議および実際の就学先の状況等を把握することを目的として文部科学省が実施している「通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査」結果（H21～H23年度調査）による全国と本県の比較では、本県における新就学

者の調査審議対象者の割合は3ヵ年ともに就学予定者の6%を超え、全国と比して平均3.14ポイント高い。

参考資料3

○本県市町就学相談内容ごとの対象人数 単位：人 ※毎年度10月調べ

相 談 内 容	平成21年	平成22年	平成23年	計
小学校段階就学に係る相談	554	543	586	1,683(66.5%)
中学校段階進学に係る相談	155	140	165	460(18.2%)
在学中の在籍変更に係る相談	95	109	81	285(11.3%)
教育対応に係る相談	52	29	23	104(4.1%)
合 計	856	821	855	2,532

本県における市町就学相談の実施方法等は市町によって異なるが、就学相談は障害のある幼児児童生徒を対象に次年度の就学先について保護者の意見を聴取するとともに、専門家による障害の種別程度の判断を行うために開催されており、就学指導委員会において対象者の望ましい就学先について審議を行うための重要な相談となっている。本県では、就学相談に来談されたものの、就学先の相談を行うまでに至らず、教育対応に係る相談となった者が3ヵ年で104人となっている。

《資料および参考文献》

- 『就学指導資料』（平成14年6月） 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
- 『就学指導資料(補遺)』（平成18年7月） 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
- 『教育支援資料』（平成25年10月） 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
- 『障害のある子どもの教育相談マニュアルVer. 1 はじめての教育相談』（平成16年3月）
独立行政法人国立特殊教育総合研究所教育相談センター
- 『障害のある子どもの教育相談マニュアルVer. 2 地域を支える教育相談』（平成17年3月）
独立行政法人国立特殊教育総合研究所教育相談センター
- 『就学事務の手引－特別支援学校（小・中学部）編－』（平成19年7月）
京都府教育庁指導部特別支援教育課
- 『障害のある子どもの就学指導ハンドブック』（平成22年3月） 山梨県教育委員会
- 『Q & A 障害のある子どもの就学事務手続の手引』（平成19年4月） 秋田県教育委員会
- 『就学支援の「いろは」～子どもたちの輝く笑顔をみんなで応援しましょう～』（平成19年3月） 埼玉県教育委員会
- 『適切な就学指導を行うために－一人一人の教育的ニーズに応じた就学指導の充実－』（平成21年6月） 岡山県教育庁指導課特別支援教育室
- 『就学指導のためのハンドブック』（平成20年2月） 北海道特別支援教育振興協議会
- 『就学指導の手引（障害児教育編）』（平成10年3月） 滋賀県教育委員会
- 『特別支援教育ガイドブック』（平成24年3月改訂版） 滋賀県教育委員会
- 『小・中学校および義務教育学校 特別支援学級・通級指導教室 教育課程編成ガイドブック』（令和2年3月） 滋賀県教育委員会
- 『障害のある子供の教育支援の手引』（令和3年6月）
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
- 『障害のある児童生徒の就学の手引』第6次改訂（令和4年3月） 富山県教育委員会

障害のある子どもの就学に関する支援の手引（改訂版）

平成23年(2011年)3月：「障害のある子どもの就学指導の手引」
初版発行

平成24年(2012年)4月：一部改訂

平成25年(2013年)4月：一部改訂

平成26年(2014年)3月：一部改訂

平成29年(2017年)4月：簡易改訂（HP用）

令和 5年(2023年)10月：一部改訂

令和 6年(2024年)4月：一部改訂

令和 7年(2025年)3月：一部改訂, 名称変更

滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課

滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL:077-528-4643

FAX:077-528-4957

E-mail: tokushi-shugaku-jimu@pref.shiga.lg.jp

※平成22年度特別支援教育総合推進事業（文部科学省）の一環として作成